

貝塚市地域防災計画

令和 6 年 7 月

貝塚市防災会議

目 次

総 則

第 1 節	目的等	1
第 2 節	市域の概況	2
第 3 節	災害の想定	3
第 4 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第 5 節	住民・事業者の基本的責務	12
第 6 節	計画の修正	14

災害予防対策

第 1 章	防災体制の整備	16
第 1 節	総合防災体制の整備	16
第 2 節	情報収集伝達体制の整備	24
第 3 節	消火・救助・救急体制の整備	26
第 4 節	災害時医療体制の整備	28
第 5 節	緊急輸送体制の整備	32
第 6 節	避難受入れ体制の整備	34
第 7 節	緊急物資確保体制の整備	44
第 8 節	ライフライン確保体制の整備	47
第 9 節	交通確保体制の整備	52
第 10 節	避難行動要支援者支援体制の整備	53
第 11 節	帰宅困難者支援体制の整備	57
第 2 章	地域防災力の向上	58
第 1 節	防災意識の高揚	58
第 2 節	自主防災体制の整備	63
第 3 節	ボランティアの活動環境の整備	66
第 4 節	企業防災の促進	67
第 3 章	災害予防対策の推進	69
第 1 節	都市の防災機能の強化	69
第 2 節	地震災害予防対策の推進	76
第 3 節	津波災害予防対策の推進	78
第 4 節	風水害予防対策の推進	82
第 5 節	土砂災害予防対策の推進	86
第 6 節	危険物等災害予防対策の推進	91
第 7 節	火災予防対策の推進	94
第 8 節	原子力災害予防対策の推進	96

災害応急対策

第 1 章	地震災害応急対策	98
第 1 節	組織・職員の動員体制	98
第 2 節	津波警戒活動	100
第 2 章	風水害応急対策	107
第 1 節	気象予警報等の伝達	107
第 2 節	組織・職員の動員体制	113
第 3 節	警戒活動	115
第 3 章	災害情報等の収集・伝達	118
第 1 節	発災直後の情報収集伝達	118

第2節	災害広報	121
第4章	応援の要請・受入れ・支援	123
第1節	広域応援等の要請・受入れ・支援	123
第2節	自衛隊災害派遣の要請・受入れ	127
第5章	消火、救助、救急、医療救護	130
第1節	消火・救助・救急活動	130
第2節	医療救護活動	132
第6章	避難行動	137
第1節	避難誘導	137
第2節	指定避難所の開設・運営	141
第3節	避難行動要支援者への支援	145
第7章	交通対策、緊急輸送活動	147
第1節	交通規制・緊急輸送活動	147
第2節	交通の維持・復旧	151
第8章	二次災害防止、ライフライン確保	153
第1節	公共施設応急対策	153
第2節	民間建築物等応急対策	154
第3節	ライフライン・放送の確保	156
第4節	農林業関係応急対策	160
第9章	被災者の生活支援	161
第1節	支援体制	161
第2節	住民等からの問い合わせ	162
第3節	災害救助法の適用	163
第4節	緊急物資の供給	165
第5節	応急教育等	167
第6節	住宅の応急確保	169
第7節	自発的支援の受入れ	171
第10章	社会環境の確保	174
第1節	保健衛生活動	174
第2節	廃棄物の処理	177
第3節	遺体対策	179
第4節	社会秩序の維持	180
事故等災害応急対策		
第1節	市街地災害、高層建築物応急対策	182
第2節	林野火災等応急対策	185
第3節	危険物等災害応急対策	187
第4節	原子力災害応急対策	188
第5節	海上災害応急対策	193
第6節	その他災害応急対策	195
災害復旧・復興対策		
第1章	災害復旧対策	196
第1節	復旧事業の推進	196
第2節	被災者の生活再建等の支援	198
第3節	中小企業の復興支援	202
第4節	農林業関係者の復興支援	203
第5節	ライフライン等の復旧	204

第2章 災害復興対策	207
復興の基本方針	207

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1章 総 則	208
第2章 東海地震注意情報発表時の措置	209
第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置	210

付編2：南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総 則	213
第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	213
第3章 地震発生時の応急対策等	215
第4章 津波からの防護、円滑な避難及び迅速な救助	215
第5章 防災訓練、教育及び広報	216
第6章 緊急に整備すべき施設等	216

総 則

第1節 目的等

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号 以下「法」という。）第42条の規定及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）に基づき、貝塚市防災会議が定める計画であって、本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、本市及び本市域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱等を示し、もって防災活動の総合的かつ有機的な推進を図ることを目的とする。

《資料編 1－1 貝塚市防災会議条例》

第2 計画の構成

この計画は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後または発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、社会経済活動を回復させるために行う諸対策について定める災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。

また、事故等各種災害については災害種別ごとに必要な事項をまとめることとする。

第3 防災の基本方針

災害対策にあたっては、法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据えることとした。具体的には、Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興の5つを基本方針として対策を講じていくこととする。そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

第 2 節 市域の概況

本市は、大阪府の南部にあって、北西部は大阪湾に面し、北東を岸和田市、南西を泉佐野市、熊取町、南部を和歌山県に接している。

市役所の位置は、東経 135 度 21 分 29 秒、北緯 34 度 26 分 15 秒、市域は、南北約 16.0km、東西約 4.8km、面積 43.93km²であり、海岸から山地にかけて南北方向に長い市域形状になっている。

本市の気候は、瀬戸内式気候区に属する穏やかな気候で、年間平均気温は 16℃前後、年間降水量は 1,200mm 前後で、時期的には、4 月下旬を中心とする春雨期、6 月下旬を中心とする梅雨期、台風期を含む秋雨期に集中する。

本市の総人口は、令和 2 年の国勢調査では 84,443 人で、平成 27 年（88,694 人）よりも減少している。また、高齢化率は令和 2 年には 27.5%と、平成 27 年の 24.9%から 2.6 ポイント増加し、高齢化が進行している。

世帯状況別人口をみると、令和 2 年の 65 歳以上の高齢単身者世帯は 4,444 世帯、高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯）は 4,230 世帯となっており、昼間人口をみると、令和 2 年は 75,009 人、昼夜間人口比率は 88.8%となっている。

第3節 災害の想定

第1 災害想定

この計画の作成にあたっては、本市域における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中度等の社会的条件及び過去において発生した災害を勘案し、本市において発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。その主な災害は、次のとおりである。また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性も考慮するものとする。

- 1 地震災害
- 2 津波災害
- 3 台風及び集中豪雨等による風水害
- 4 その他の災害 [大規模な林野火災等・危険物等災害・原子力災害・海上災害]

第2 地震被害想定

活断層による直下型地震及び海溝型地震による被害想定は、大阪府地震被害想定調査の結果を用いた。

大阪府地震被害想定（平成26年1月現在 大阪府発表）

- ・直下型 夕刻、平均風速（平成19年3月 大阪府発表）
- ・南海トラフ 冬18時、1%超過確率風速（平成26年1月 大阪府発表）

想定地震		上町断層帯地震 A		上町断層帯地震 B		生駒断層系		有馬高槻構造線		中央構造線		南海トラフ	
地震の規模		(M)7.5～7.8		(M)7.5～7.8		(M)7.3～7.7		(M)7.3～7.7		(M)7.7～8.1		(M)9.1	
		府下	本市	府下	本市	府下	本市	府下	本市	府下	本市	府下	本市
震度階級		4以下 ～7	5弱～ 6弱	4以下 ～7	5強～ 6強	4以下 ～7	4以下 ～5強	4以下 ～7	4以下 ～5弱	4以下 ～7	5強～ 6強	5弱～ 6強	5強～ 6弱
建物全壊棟数(棟)		36万	198	22万	10,510	28万	0	8.6万	0	2.8万	2,455	18万	692
建物半壊棟数(棟)		33万	470	21万	5,664	24万	1	9.3万	0	4.2万	3,602	46万	4,307
出火件数(件)		865	2	517	18	630	2	321	1	207	4	272	2
死者数(人)		11,895	0	4,463	272	7,694	0	1,801	0	245	12	133,891	442
内訳	建物倒壊等による	11,895	0	4,463	272	7,694	0	1,801	0	245	12	924	5
	津波による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	132,967	437
負傷者数(人)		114,203	111	70,208	766	82,773	0	32,765	0	11,535	1,114	90,600	886
内訳	建物倒壊等による	114,203	111	70,208	766	82,773	0	32,765	0	11,535	1,114	26,655	192
	津波による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63,945	694
避難所生活者数(人)		81万	611	45万	16,183	57万	1	22万	0	6.7万	6,090	118万	8,378
罹災者数(人)		266万	2,104	152万	55,800	190万	1	74万	0	23万	20,997	182万	12,773
ライフライン関係	停電軒数(軒)	200万	589	60万	20,699	89万	0	41万	0	15万	7,729	209万	19,280
	ガス供給停止戸数(戸)	293万	0	127万	23,000	142万	0	64万	0	8.3万	6,000	115万	456
	水道断水影響人口(人)	545万	20,000	372万	76,000	490万	1,000	230万	0	111万	46,000	832万	58,699
	電話不通回線数(回線)	91万	842	42万	11,367	45万	84	17万	0	8万	1,516	76万	14,000

※ 南海トラフ地震については、迅速に避難を開始することにより、津波による死者数437人が0人になるとともに、負傷者数694人も0人になると想定されている。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

この計画は、貝塚市（以下「市」という。）の処理すべき事務を中心として、市域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を、次のとおり定める。

1 貝塚市

(1) 危機管理部

- ・ 防災対策の総合調整に関すること。
- ・ 災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること。
- ・ 災害救助法に関すること。
- ・ 地域防災計画に関すること。
- ・ 防災会議に係る事務に関すること。
- ・ 被害情報の収集・伝達に関すること。
- ・ 食料の調達・支給のとりまとめに関すること。
- ・ 災害用物資・資機材・生活必需品の備蓄及び調達に関すること。
- ・ 避難所の開設及び管理運営に係る指導・取りまとめに関すること。
- ・ 防災関係機関との連絡、調整に関すること。
- ・ 自衛隊との連絡、調整に関すること。
- ・ 大阪府・他市町村との連絡、調整、相互応援に関すること。
- ・ 防災行政無線に関すること。
- ・ 自主防災組織の連絡調整及び活動支援に関すること。
- ・ 避難行動要支援者の避難支援に関すること。
- ・ 市内各部との連絡調整に関すること。
- ・ 避難対策に関すること。
- ・ 災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。
- ・ 災害状況の記録に関すること。
- ・ 防災に係る啓発、訓練に関すること。

(2) 総合政策部

- ・ 大阪府・国への緊急要望に関すること。
- ・ 災害復興計画に関すること。
- ・ 災害予算の編成に関すること。
- ・ 商工業者の被害調査、雇用及び就労対策に関すること。
- ・ 広報公聴活動に関すること。
- ・ 報道関係機関との連絡に関すること。

(3) 総務部

- ・ 所管施設の防災対策及び被害調査の総括並びに応急復旧に関すること。
- ・ 市有建築物の二次災害の防止に関すること。

- ・車両の確保及び一括管理に関すること。
- ・職員の配備状況の確認と調整に関すること。
- ・家屋、土地、設備等の被害調査及び大規模災害時の罹災証明の発行に関すること。
- ・市税の減免に関すること。
- ・災害時における職員の服務に関すること。
- ・電子計算組織の災害対策及び応急復旧に関すること。

(4) 市民生活部

- ・遺体の安置・引渡しに関すること。
- ・防疫資材及び薬品の確保に関すること。
- ・浸水区域の防疫に関すること。
- ・廃棄物の処理に関すること。
- ・塵芥の処理に関すること。
- ・災害による大気、河川、土壌その他の汚染対策に関すること。
- ・し尿処理に関すること。
- ・災害時の動物救護・愛護に関すること。
- ・所管施設に係る避難所の開設及び管理に関すること。
- ・男女共同参画の視点から業務全般について、大阪府及び市内における連絡調整に関すること。
- ・市民の死亡情報の集約及び市内における情報共有に関すること。
- ・住民基本台帳照会に関すること。
- ・火葬許可証の発行業務に関すること。
- ・斎場との火葬調整に関すること。

(5) 健康福祉部

- ・災害に関する市民相談に関すること。
- ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。
- ・義援金品及び見舞金品の受付、保管並びに受払記録に関すること。
- ・所管施設の災害予防、応急対策及び復旧計画に関すること。
- ・所管施設に係る避難所の開設及び管理に関すること。
- ・災害ボランティアの受入れ及び活動環境の整備に関すること。
- ・要配慮者の生活支援に関すること。
- ・避難行動要支援者の支援制度に関すること
- ・医師会・歯科医師会・薬剤師会及び岸和田保健所との連絡に関すること。
- ・予防衛生に関すること。
- ・医療救護班との連絡調整に関すること。

(6) 子ども部

- ・災害時の保育に関すること。
- ・要配慮者の生活支援に関すること。
- ・母子保健関連業務に関すること。

(7) 都市整備部（農業委員会事務局を含む。）

- ・道路の被害調査及び復旧計画に関すること。
- ・道路等の障害物の除去及び地域緊急交通路の確保に関すること。
- ・水防活動に関すること。
- ・河川及び水路の被害調査及び復旧計画に関すること。
- ・土砂災害の調査及び復旧計画に関すること。
- ・被災市営住宅の応急対策及び復旧計画に関すること。
- ・都市公園の被害調査及び復旧計画に関すること。
- ・農林関係の被害調査及び復旧計画に関すること。
- ・ため池等の災害予防及び応急修理に関すること。
- ・水利組合その他関係機関との連絡調整に関すること。
- ・建築物の耐震化の促進に関すること。
- ・応急仮設住宅等復旧計画に関すること。
- ・木造密集市街地の整備促進に関すること。
- ・応急危険度判定に関すること。
- ・被災住民の住宅確保に関すること。
- ・避難所への経路の点検等に関すること。

(8) 上下水道部

- ・水道施設の災害予防対策及び応急給水体制の整備に関すること。
- ・応急給水・復旧用資機材の調達保管に関すること。
- ・水道施設の被害調査及び応急対策実施の取りまとめに関すること。
- ・応急給水に関すること。
- ・給水に必要な施設、設備等の復旧に関すること。
- ・水道用水の供給確保に関すること。
- ・大阪広域水道震災対策中央本部との連絡調整に関すること。
- ・水道の広域応援要請に関すること。
- ・断水、復旧状況等の広報に関すること。
- ・水防に関すること。
- ・下水道関連施設の災害予防、応急対策及び復旧計画に関すること。

(9) 会計課

- ・市の災害復旧資金計画に関すること。
- ・災害関係費の経理に関すること。

(10) 市立貝塚病院

- ・市災害医療センターにおける医療救護に関すること。

(11) 議会事務局

- ・市議会議員との連絡調整に関すること。

(12) 総合事務局

- ・他の部への応援協力に関すること。

(13) 教育委員会

- ・防災教育の実施に関すること。
- ・災害時の応急教育及び給食に関すること。
- ・被災園児、児童及び生徒の就学援助並びに救護に関すること。
- ・災害時の児童、生徒の避難誘導計画及び臨時休校、授業短縮等の措置に関すること。
- ・文化財応急対策に関すること。
- ・所管施設の災害予防、応急対策及び復旧計画に関すること。
- ・所管施設に係る避難所の開設及び管理に関すること。

(14) 消防本部

- ・防火及び防災意識の普及に関すること。
- ・消防力・水防力の強化に関すること。
- ・消防職員、消防団員の教育及び訓練に関すること。
- ・資機材の点検整備及び保管に関すること。
- ・被災者の救出及び救助活動に関すること。
- ・被害状況の調査、集計及び報告に関すること。
- ・被災建物の火災等防御活動に関すること。
- ・必要資機材の調達に関すること。
- ・防火対象物、危険物施設等の災害予防及び応急対策に関すること。
- ・広域医療活動の応援要請に関すること。

2 大阪府

(1) 大阪府政策企画部危機管理室

- ・災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 大阪府岸和田土木事務所

- ・大阪府直轄公共土木施設の防災対策、水防活動及び水防予警報等の伝達に関すること。

(3) 大阪府岸和田保健所

- ・災害時における医療救護活動、保健衛生の指示、医療機関の被災状況の把握及び防疫活動に関すること。

(4) 大阪府泉佐野保健所

- ・災害時における医薬品・医療用資機材の確保に関すること。

(5) 大阪府泉州農と緑の総合事務所

- ・ため池、水路等の災害予防並びに災害時における危険箇所、応急復旧等に関する連絡及び指導に関する事。

(6) 大阪港湾局泉州港湾・海岸部

- ・大阪府直轄港湾・海岸施設の災害予防、保全管理、災害応急対策及び復旧対策に関する事。

3 大阪府警察（貝塚警察署）

- ・災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事。
- ・被災者の救出救助及び避難指示に関する事。
- ・交通規制及び管制に関する事。
- ・広域応援等の要請及び受入れに関する事。
- ・遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事。
- ・犯罪の予防、取締り、その他治安の維持に関する事。
- ・災害資機材の整備に関する事。

4 指定地方行政機関

(1) 近畿農政局（大阪府拠点）

- ・応急用食料品の調達・供給体制に係る連絡に関する事。

(2) 大阪管区気象台

- ・観測施設等の整備に関する事。
- ・防災知識の普及・啓発に関する事。
- ・災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関する事。
- ・災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関する事。
- ・府や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。

(3) 第五管区海上保安本部岸和田海上保安署

- ・海難救助、海上警備、津波警報の伝達、災害時における海上の安全確保及び航路水路の保全並びに船舶による救助物資及び避難者の緊急海上輸送の応援に関する事。

(4) 岸和田労働基準監督署

- ・工場及び事業所の災害予防の指導監督に関する事。

(5) 岸和田公共職業安定所

- ・災害時における労働力の確保対策に関する事。

(6) 国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所南大阪維持出張所

- ・防災資機材の備蓄及び整備に関すること。
- ・国道26号の復旧に関すること。

5 陸上自衛隊（第37普通科連隊）

- ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。
- ・災害派遣に関すること。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関等

(1) 日本郵便株式会社貝塚郵便局

- ・災害時における郵政業務の確保に関すること。
- ・災害時における郵政事業に係る災害特別事務の取扱い及び援護対策に関すること。

(2) 西日本旅客鉄道株式会社阪和線（東貝塚駅・和泉橋本駅）

- ・鉄道施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧、緊急輸送対策、鉄道通信施設の利用等に関すること。

(3) 西日本電信電話株式会社関西支店及び株式会社NTTドコモ関西支社（以下、「西日本電信電話株式会社等」という。）

- ・電気通信施設の防災管理、災害時の非常通信調整確保及び気象警報の伝達、施設の応急復旧等に関すること。

(4) 日本通運株式会社堺支店

- ・災害時における救助救援物資等の輸送協力に関すること。

(5) 関西電力送配電株式会社岸和田配電営業所

- ・電力施設の整備と防火管理に関すること。
- ・災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること。
- ・災害時における電力の供給確保に関すること。
- ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

(6) 大阪ガスネットワーク株式会社南部事業部

- ・ガス施設の防災管理及び災害時のガス供給の確保並びに施設の応急復旧に関すること。

(7) 南海電気鉄道株式会社

- ・鉄道施設の防災管理及び災害時の緊急輸送対策並びに施設の応急復旧に関すること。

(8) 水間鉄道株式会社

- ・鉄道及びバス施設の防災管理及び災害時の緊急輸送対策並びに施設の応急復旧に関すること。

- (9) 西日本高速道路株式会社
 - ・管理道路の整備、防災管理及び災害時の交通規制対策並びに施設の応急復旧に関すること。
- (10) 阪神高速道路株式会社
 - ・管理道路の整備、防災管理及び災害時の交通規制対策並びに施設の応急復旧に関すること。
- (11) 一般社団法人貝塚市医師会
 - ・災害救急医療対策に関すること。
- (12) 一般社団法人貝塚市歯科医師会
 - ・災害時における医療救護に関すること。
- (13) 一般社団法人貝塚市薬剤師会
 - ・医薬品、衛生用品の確保に関すること。
 - ・医療救護所における調剤に関すること。
- (14) 一般社団法人大阪府LPガス協会
 - ・LPガス施設の整備と防災管理に関すること。
 - ・災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関すること。
 - ・災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関すること。
 - ・被災LPガス施設の復旧事業の推進に関すること。

7 公共的団体等

- (1) 農業協同組合
 - ・市の実施する営農指導及び被害調査の補助に関すること。
 - ・農地、農業用施設等の災害復旧及び再生産に必要な資金の貸付けに関すること。
 - ・防災営農対策の推進に対する協力及び防災施設等の維持管理に関すること。
- (2) 商工会議所
 - ・被災商工業者に対する復旧指導及び融資対策に関すること。
- (3) 森林組合
 - ・治山、治水事業の推進に対する協力及び山林火災予防対策に関すること。
- (4) ため池管理者
 - ・ため池の防災管理に関すること。
- (5) 自主防災組織
 - ・地域における防災対策の推進並びに災害時における初期消火、被災者の救出救護、その他の応急措置の補助に関すること。

(6) 町会、婦人会、青年団及び赤十字奉仕団

- ・避難者に対する各種情報の連絡、支援その他応急措置の補助にすること。

(7) 社会福祉協議会

- ・災害ボランティアの活動支援及び災害ボランティアセンターの設置・運営にすること。
- ・災害時における福祉にすること。

第5節 住民・事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を熟成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

2 災害への備え

- (1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、大阪府、市が実施する防災・減災対策への協力

第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資又は資材若しくは役務の提供又は提供を業とする者は、災害時

においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業者及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、大阪府、市が実施する防災・減災対策への協力

第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動は、その自主性に基づくことから、市、大阪府、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第6節 計画の修正

貝塚市防災会議は、法第42条の規定に基づき、地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。

また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

市、大阪府、指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、国から大阪府に対する助言等又は大阪府から市町村に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

なお、原子力災害に係る箇所の修正に関しては大阪府地域防災計画の原子力災害対策編を基本とする。

【注記】

本計画における用語について

住 民	市域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市域に滞在する者を含める。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
避難支援等関係者	町会（自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員、校区福祉委員会、事業所等で避難支援等の実施に携わる関係者をいう。
防災関係機関	国、大阪府、市、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
関係機関	防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいう。
ライフライン	上水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信、廃棄物処理の事業をいう。
災害時	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。

災害予防対策

第 1 章 防災体制の整備

第 1 節 総合防災体制の整備

市をはじめ防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施する拠点の整備、訓練や研修の実施などを通じ、関係機関相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

第 1 組織動員体制の整備

1 組織体制の整備

市は、市域における総合的な防災体制を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備及び充実を図る。また、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

また、市と大阪府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応が取れるよう努める。

なお、下記(1)から(3)の各会議における事務局は、危機管理課が行う。

(1) 貝塚市防災対策推進会議

市の防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、貝塚市防災対策推進会議をおく。

〔組織〕

総括者 副市長（危機管理部所管）

副総括者 副市長（危機管理部所管外）

構成員 教育長、部長等（貝塚市庁議の設置等に関する規程第 3 条第 3 項に規定する部長等。以下同じ。）、その他総括者が必要と認める職員

(2) 貝塚市災害警戒本部

貝塚市災害警戒本部は、小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれが高まったとき、本市又は隣接市町（岸和田市、泉佐野市及び熊取町をいう。以下同じ。）で震度 4 の地震が発生したとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された時、東海地震に係る警戒宣言の発令を認知したとき、その他市長が災害予防及び災害応急対策を実施するため必要があると認めたときに設置する。

〔組織〕

本部長 副市長（危機管理部所管）

副本部長 副市長（危機管理部所管外）

本部員 教育長、部長等、その他本部長が必要と認める職員

なお、災害の態様に応じ、本部員の構成を限定するものとする。

(3) 貝塚市災害対策本部

貝塚市災害対策本部は、大規模な災害が発生したとき、本市又は隣接市町において震度5弱以上の地震が発生したとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時、その他市長が災害予防及び災害応急対策を実施するため必要があると認めたときに設置する。

〔組織〕

本部長 市長

副本部長 副市長（危機管理部所管）、副市長（危機管理部所管外）、
教育長（山手支部長兼務）

本部員 部長等

なお、市長に事故のあるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副市長（危機管理部所管副市長（危機管理部所管外）、教育長、危機管理監の順とする。

(4) 貝塚市災害対策支部（山手支部）

貝塚市災害対策支部は、大規模な災害が発生したとき、本市又は隣接市町において震度5弱以上の地震が発生し、対策本部が立ち上がった際に、市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために、山手地区に設置する。

〔組織〕（山手地域に居住する職員で構成）

支部長 教育長

副支部長

支部員 統括班、総務班、情報班

《資料編 2－1 貝塚市災害対策本部条例》

2 市の動員体制の整備

市は、災害時の組織体制の整備とあわせて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。

職員の配備基準

市長は、必要に応じ職員の配備を指令する。なお、本市又は隣接市町において震度4以上の地震が発生した場合は、配備指令がなされたものとみなし、対象職員は、自主的に所定の場所に参集するものとする。

(1) 事前配備

災害発生のおそれがある気象予警報等により情報収集活動の必要があるとき。

(2) 警戒配備

ア 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき。

イ 各種気象警報が発表されたとき。

(3) 非常事前配備

ア 災害発生のおそれが高まると見込まれるとき。

イ 高齢者等避難を発令する可能性が高まったとき。

(4) 非常配備

ア 小規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれが高まったとき。

イ 本市又は隣接市町において震度4の地震が発生したとき。

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。

(5) 非常特別配備

- ア 大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
- イ 本市又は隣接市町において震度5弱以上の地震が発生したとき。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

3 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

市及び大阪府は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築するとともに、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平常時の防災対策及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努めるものとする。

4 その他防災関係機関の組織体制の整備

その他の防災関係機関は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう防災に係る組織動員体制の整備を図る。

5 防災関係機関の連携

防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第2 防災拠点機能等の確保及び充実

市及び大阪府をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

1 防災拠点の種類

防災拠点の種類及び市内における拠点は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策活動拠点 … 市役所・消防施設・山手地区公民館・現地対策本部
- (2) 備蓄拠点 … 市役所・防災備蓄倉庫（旧市営第2プール跡地）・N T T水間ビル・二色センター
- (3) 物資輸送拠点 … 緊急物資集積所（市民文化会館）
- (4) 医療活動拠点 … 市災害医療センター（市立貝塚病院）
- (5) 避難拠点 … 各指定避難所
- (6) 救出救護応援部隊活動拠点 … せんごくの杜防災広場（大型ヘリ3機駐機可能臨時ヘリポート）

2 防災拠点施設の整備

市及び防災関係機関は、災害対策本部室等の司令塔機能施設を整備するとともに、代替施設の選定などのバックアップ対策を講じるほか、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した

場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用など、多様な手段による電力確保に努める。

また、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

3 災害対策本部用備蓄

市は、災害対策本部用として飲料水、食料等を備蓄する。

第3 装備・資機材等の備蓄

市をはじめ防災関係機関は、二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するために必要な人材及び装備・資機材等の確保、整備を図る。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により、資機材、技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

また、市、大阪府及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

2 資機材の点検等

備蓄及び保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充、交換を行い、その保全に万全を期する。

3 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、測量図、構造図等の災害復旧に必要な各種データを整備し、保管する。特に、コンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第4 防災訓練の実施

市をはじめ防災関係機関は、この計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

また、業務継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務

の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

さらに、大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

(1) 総合訓練

この計画で定める被害想定を基本として、関係機関との合同により、下記の各種訓練を統合して行う。

(2) 個別訓練

ア 組織動員訓練

休日、夜間など勤務時間外において、大地震が発生した場合、これに対処するために必要な職員を早期に招集し、活動体制を確立するための訓練を実施する。

イ 非常通信訓練

有線通信が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信及び他の手段による通信連絡の円滑な遂行を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。

ウ 消防訓練

火災の防御と避難者の安全確保等の被害を軽減するための消防訓練を実施する。

エ 災害救護訓練

多数の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護及び被災者に対する給水、給食等住民の生命及び身体を災害から保護するための訓練を実施する。

オ 避難訓練

避難の指示、勧告及び避難誘導等地域住民を安全に広域避難場所へ避難させるための訓練を実施する。

カ 施設復旧訓練

土木施設、水道施設、ガス施設、電気施設及び通信施設等の生活関連施設並びに危険物施設等に被害が生じたことを想定し、これを迅速に復旧する訓練を実施する。

キ 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、水防工法、水門等の操作等について訓練する。

ク 自主訓練の指導

自主防災組織等の住民組織の災害時における行動力の向上を図るため、特に初期消火訓練、避難訓練等の実施について指導を行う。

第5 広域防災体制の整備

市をはじめ防災関係機関は、平常時から大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的視点に立った防災体制の整備を図る。

また、市及び大阪府は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

第6 人材の育成

市は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、管理職を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

また、市は、大阪府が実施する幹部職員を対象とした研修を活用し、災害対応能力の向上に努める。

1 職員に対する防災教育

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施及び参加
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

(2) 教育の内容

- ア 貝塚市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の適用
- キ 図上訓練の実施
- ク その他必要な事項

2 家屋被害認定を行う者の育成

市は、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、家屋被害認定調査員の確保・スキルアップに向け、大阪府が実施する家屋被害認定調査員向けの研修に参加する。

第7 防災に関する調査研究の推進

市をはじめ防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組みを通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。

第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

市は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣要請の手続の明確化など自衛隊との連携体制を整備する。

第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策

市及び大阪府は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることをも視野に入れて、必要な体制整備に努める。

1 業務継続計画（BCP）の策定・運用

市は、次のとおり業務継続を図るとともに、業務継続計画（BCP）を策定し、適切に運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、市長等不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

2 体制整備

(1) 市における業務継続の体制整備

市は、自らの業務継続のための体制整備を行う。

(2) 相互応援体制の強化

市は、相互応援協定の締結など、大阪府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3 応援・受援体制の整備

市及び大阪府は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害

発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

(2) 計画に定める主な内容

- ア 組織体制の整備
- イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ
- ウ 人的応援に係る担当部局との調整
- エ 災害ボランティアの受入れ
- オ 人的支援等の提供の調整
- カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- キ 人的・物的資源の管理及び活用

第10 事業者、ボランティアとの連携

市及び大阪府は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。この際、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

市をはじめ防災関係機関は、発災時に被害情報を迅速に収集するとともに、関係機関相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達システムの多重化・多様化に取り組み、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努めるものとする。

第1 災害情報収集伝達システムの整備

1 防災情報システムの充実・整備

市は、通信施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、大阪府と連携して整備した防災情報システムの適正な運用により、観測情報や被害情報の収集伝達等の初動活動に支障をきたさないように努める。

また、大阪府との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、大阪府とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

- (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置など）
- (2) 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集
- (3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
- (4) Lアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達
- (5) ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援及び情報共有

2 防災行政無線の整備

市は、災害時の応急活動に係る情報通信の重要性に鑑み、防災行政無線及び消防救急デジタル無線の整備充実並びにMC A無線、衛星電話、緊急速報メールなど、様々なシステムを活用した住民への情報伝達体制の充実に努める。また、衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保に努める。

《資料編 2－2 防災行政無線・消防救急無線一覧》

第2 情報収集伝達体制の強化

1 市をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入や情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化に努める。

2 市は、災害時に大阪府との情報収集及び伝達が困難な場合、別に定めた非常通信経路計画により、行うものとする。

《資料編 2－3 非常通信経路計画》

- 3 市は、夜間及び休日においては専務員による当直体制をとり、災害の発生に際しては、当直者は、あらかじめ定める緊急要員に直ちに連絡し、関係職員が登庁するまでの間、情報の収集、伝達を行う。

※市の情報収集・伝達窓口

時間帯	窓 口	N T T回線	大阪府防災行政無線
勤務時間内	危機管理課	072 (433) 7392	508－2141 または 508－8900
夜間/休日	当直室	072 (423) 2151 代表	508－3717

《資料編 2－4 関係機関等連絡先一覧》

第3 災害広報体制の整備

1 広報体制等の整備

市をはじめ防災関係機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報及び被災者に対する生活情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

また、大阪府は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

- (1) 災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任する。
- (2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目を整理する。
- (3) 広報文案を事前に準備する。

ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波・気象・海象・水位・放射線量等の状況

イ 住民の不安感の払拭及び適切な対応のための呼びかけ

ウ 出火防止及び初期消火の呼びかけ

エ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ

オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

- (4) 要配慮者に配慮した、多様できめ細かな広報手段を確保する。

2 広聴体制等の整備

市、大阪府及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望等に適切に対応できるよう専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの広聴体制の整備を図る。

3 停電時の住民への情報提供

市、大阪府及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

4 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市、大阪府及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する住民に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第3節 消火・救助・救急体制の整備

市、大阪府をはじめ関係機関は、被害を最小限にとどめるため、消火、救助及び救急体制の整備に努めるものとする。

また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者や大学等への協力に努める。

なお、警察官、消防職員、消防団員及び自主防災組織員等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

1 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」(平成12年1月20日 消防庁告示第1号)に基づき消防署を配置し、消防車両や非常用電源の確保などの消防施設や通信機能の強化を図るとともに、映像情報を活用した情報収集体制を整備するなど総合的消防力の充実に努める。

また、消防施設の耐震化に努める。

(2) 消防水利の確保

消防水利を確保するため、必要な対策に努める。

ア 「消防水利の基準」(昭和39年12月10日 消防庁告示第7号)に基づき、消火栓を配置する。

イ 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。

ウ 消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

エ 沿岸地域においては、海水利用の消火を考慮し、消防艇・巡視船艇との連携を強化する。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制及び後方支援体制などの整備に努める。

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への参加促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度など、様々な手法により組織強化に努める。

イ 消防施設及び装備の強化

消防団器具庫の耐震化、消防車両・可搬消防ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。

また、消防団器具庫については、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、消防団器具庫の整備・維持に努める。

ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

エ 津波発災時の消防団員の安全確保対策

津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、行動ルールや退避ルールの確立等、津波発災時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

オ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

2 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

3 市町村消防の広域化

消防の体制の整備及び確立に向け、大阪府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、消防の広域化の推進に努める。

4 連携体制の整備

市及び大阪府その他防災関係機関は、平時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第4節 災害時医療体制の整備

市及び大阪府は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら災害時医療体制を整備するものとする。

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、状況に応じて被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

1 現地医療活動

負傷者等が最初に受ける応急手当又は一次医療を医療救護班等が救護所において行う。

(1) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後は、災害現場付近に設置する応急救護所において、主に搬送前の応急措置やトリアージを行う。

(2) 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から必要と認められる期間、指定避難所等に併設する医療救護所において、主に軽傷者の医療や被災者等の健康管理等を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない負傷者等の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心として、被災を免れた被災地域内及び被災地域外全ての医療機関において実施する。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市、大阪府及び医療関係機関は、相互に連携して災害時における医療情報の収集伝達体制の構築に努める。

《資料編 2-5 市内医療機関一覧》

1 広域災害・救急医療情報システムの整備

市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2 連絡体制の整備

- (1) 市、大阪府及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等をあらかじめ定める。
- (2) 市及び大阪府は、情報収集伝達手段が途絶した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。
- (3) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段の確保に努める。
- (4) 医療機関は、災害時優先電話回線の確保を図る。

第3 現地医療体制の整備

市、大阪府及び医療関係機関は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

1 医療救護班の種類と編成

市、大阪府及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別での医療救護班の構成に努める。

2 医療救護班の編成基準

市は、医療救護班の編成数、構成等について定めておく。

※班 数 — 3班

構 成 —

職 種	医師	看護師	薬剤師	連絡員
人 数	1 人	5 人	1 人	1 人
計	3 人	15 人	3 人	3 人

参集場所 — 保健・福祉合同庁舎

3 救護所の設置

市は、被災規模及び医療機関における医療活動の状況により、必要と認める場合は、避難所等に救護所を設置する。

4 医療救護班の受入れ及び配置

市は、保健・福祉合同庁舎において医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整等を行う。

5 医師会への協力要請

市は、医療救護の実施にあたって必要なときは、「災害時における医師の救急医療に関する協定」に基づき（一社）貝塚市医師会に対して協力の要請を行うものとする。

※貝塚市医師会医療救護班編成

本部：貝塚市医師会館

本部長—副本部長—
 第1班 班長一班員（医師16名）
 第2班 班長一班員（医師9名）

（会員病院管理医師及び勤務医師には、災害状況に応じて出動要請又は待機要請を行う。）

第4 後方医療体制の整備

市は、市立貝塚病院を医療救護活動の拠点施設である市災害医療センターとして位置づけ、その整備を図る。

また、大阪府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

(1) 大阪府災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院（大阪急性期・総合医療センター 大阪市）

地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療に関して大阪府の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院を整備する。

イ 地域災害拠点病院（岸和田徳洲会病院 岸和田市 府内に他 17 箇所）

重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、医療救護班の受入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害拠点病院を整備する。

ウ 特定診療災害医療センター（大阪母子医療センター 和泉市 府内に他 3 箇所）

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病は、専門医療を必要とすることから、対策拠点として特定診療災害医療センターを整備する。

(2) 市災害医療センター（市立貝塚病院）

市の医療救護活動の拠点として、本計画において市立貝塚病院を市災害医療センターとして位置づけ、整備する。

(3) 災害医療協力病院（貝塚中央病院、河崎病院、木島病院、こころあ病院、水間病院）

災害拠点病院、市災害医療センター等と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として整備する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

市は、自ら備蓄すべき医薬品等の品目、数量等を定めるとともに、貝塚市薬剤師会・医療関係機関と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

市及び大阪府は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路等を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

市及び大阪府は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

市及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

市は、医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策

市及び大阪府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター及び各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 地域医療連携の推進

市及び大阪府は、泉州保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市、大阪府及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第5節 緊急輸送体制の整備

市及び大阪府は、災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、大阪府は広域緊急交通路を選定し、市は災害時用臨時ヘリポートや指定避難所等を結ぶ地域緊急交通路を選定する。

《資料編 2－6 緊急交通路》

2 緊急交通路の整備・周知

市及び道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定した道路・橋梁の整備・補強や耐震診断・耐震改修に努めるとともに、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民に対して緊急交通路の周知に努める。

3 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、大阪府及び道路管理者と協議の上、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 航空輸送体制の整備

1 市は、負傷者や物資等の輸送に際して陸上輸送の補完及び広域応援を受け入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、大阪府に報告する。

2 市及び大阪府は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

《資料編 2－7 災害時用臨時ヘリポート選定状況》

第3 水上輸送体制の整備

港湾管理者は、大量の人員、物資の輸送が可能な輸送手段として水上輸送を活用するため、必要な施設の整備に努める。

- 1 港湾管理者は、堺泉北港及び阪南港において必要な岸壁の耐震化を促進するとともに、災害時の物流拠点として必要な施設の整備に努める。
また、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。
- 2 港湾管理者は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保等に努める。また、航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導するとともに、国と連携し民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。
- 3 港湾管理者は、建設業者等を活用し、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。

第4 輸送手段の確保

市は、自ら保有する車両等の配備及び運用計画をあらかじめ定めるとともに、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両等事前届出」を行うなど、民間事業者との連携等、輸送手段の確保に努める。

第5 交通規制体制の整備

1 緊急通行車両等の事前届出

市は、災害時において緊急通行車両等として使用する計画のある車両について、大阪府公安委員会（貝塚警察署）に、緊急通行車両であることの確認の申し出を行う。（災害対策基本法施行令の一部を改正する政令（令和5年9月1日から施行））（令和5年政令第180号）

※ 令和5年8月31日以前において、事前届出を行った書類（事前届出済証）は令和5年9月1日以降も有効（事前届出の申請制度は廃止。）

《資料編 2－8 緊急通行車両等事前届出車等一覧》

《資料編 3－3 緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証》（※令和5年8月31日以前の関係書類）

《資料編 3－4 緊急通行車両確認申出書、緊急通行車両確認証明書》（※令和5年9月1日以降の関係書類）

2 資機材の整備

市は、災害時における道路施設の破損・決壊等により応急復旧を必要とする場合に、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

3 災害対策基本法に基づく交通規制等

警察官は、大阪府公安委員会により災害対策基本法に基づく緊急通行車両等以外の通行禁止等が行われた区間、区域において、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するために必要な措置を命じ、また、自ら必要な措置をとる。

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講じる。

（災害対策基本法第76条、第76条の2、第76条の3）

第6節 避難受入れ体制の整備

市は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路及び指定避難所を指定し、住民に周知を図るとともに、避難受入れ体制の整備に努める。

また、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

第1 避難場所・避難路の指定

市は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

1 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 一時避難場所

市は、火災発生時に住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難場所として指定する。

一 時 避 難 場 所	所 在 地	面積 (ha)
市民ふれあい運動広場	二色南町 4-1	2.1
青少年運動広場	東山 1 丁目 4-1	1.5
福田公園	福田 175-12	0.6(※1)
水間公園	水間 641-1	5.4(※2)
各小中学校・貝塚高等学校・貝塚南高等学校の運動場	資料編 2-13	0.3～1.2

※斜面部分等を除いた場合、(※1)は0.5、(※2)は0.9

(2) 広域避難場所

市は、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱及び熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定するように努める。

ア 想定される避難者1人当たり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること。

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地

現在、本市域において広域避難場所に適する概ね10ha以上の空地は存在しないが、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱及び熱気流から、概ね避難者の安全が確保できると思

われる一時避難場所は次のとおり（再掲）。

広域（一時）避難場所	所在地	面積（ha）
青少年運動広場	東山1丁目4-1	1.5

(3) 避難路

市は、広域避難場所を指定するにあたっては、これに通じる避難路を指定する。

- ア 原則として幅員16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には幅員10m以上の道路）又は幅員10m以上の緑道。
- イ 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと。
- ウ 水利確保が比較的容易なこと。

	路線名	区間
避難路	府道岸和田牛滝山貝塚線（貝塚中央線）	脇浜西～木積南
	国道170号	市内全線

※なお、上記避難路は、緊急交通路と重複指定しているため、避難誘導時には、避難者の安全確保及び緊急輸送活動に配慮するものとする。

2 その他の避難場所及び避難路の指定

市は、津波、土石流、地すべり、がけ崩れ等の危険のある地域の実情及び災害の特性に応じた安全な避難場所及び避難路を指定するように努める。

特に、津波浸水予測区域内においては、起こりうる最大規模の津波を考慮し、津波避難場所の見直しを行うとともに、津波浸水深以上の高さを有する堅牢な施設について、津波避難ビル等としての指定を促進し、安全な避難場所の確保に努める。

避難場所及び避難路の指定にあたり、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、市と大阪府は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。

また、指定した避難場所及び避難路については、土砂災害・洪水、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに選定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 津波避難ビル等

住民等が津波から一時的又は緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物。避難者1人当たり概ね1㎡を確保するものとする。

(3) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路又は緑道

《資料編 2-9 土砂災害・洪水ハザードマップ》

- 《資料編 2-10 高潮ハザードマップ》
- 《資料編 2-11 内水ハザードマップ》
- 《資料編 2-12 津波ハザードマップ》
- 《資料編 2-13 指定緊急避難場所一覧》
- 《資料編 2-14 津波避難ビル一覧》

第2 避難場所等の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難場所

- (1) 避難場所標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2 広域避難場所

- (1) 避難場所標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備及び放送施設の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識及び誘導灯の設置
- (4) 段差解消及び誘導ブロックの設置
- (5) 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁・道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む）の耐震化

第3 指定避難所等の指定・整備

市は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は被害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として指定避難所を指定する。（法第49条の7）その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

市は、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への

誘導等を行い、受入れの確保を図る。

また、町会・自治会等において自主的に設定する避難施設（「届出避難所」という。）について、平常時又は災害発生後の把握に努め、避難者の受入れ確保の整備に努める。

さらに、平常時から指定避難所の場所や受入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

1 指定避難所の指定

指定避難所として、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

- (1) 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- (2) 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定避難所として指定する。
なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携するとともに、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとする。
さらに、避難者による災害情報の入手に資する情報収集機器等の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
- (5) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市の防災担当部局と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は市の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

2 指定福祉避難所

市は、災害対策基本法施行規則第1条の7の2第2項の規定により、指定福祉避難所として施設を定め公示する。

なお、指定福祉避難所は、指定避難所開設後に必要に応じて開設する二次的な避難所とする。

3 要配慮者に配慮した施設整備等

市は、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、大阪府と連携し必要な人員の確保に努める。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障害者等が落ち着ける環境を工夫することや、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障害者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障害者等が他の施設の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。
- (3) 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 市は、施設管理者の協力を得て、大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用することができるよう、管理体制を整える。）。
- (5) 要配慮者からの相談等を支援できる体制を整える。

4 指定避難所補完施設等

- (1) 市は、災害の規模、避難の態様等により、指定避難所の開設だけでは避難者の受入れに支障をきたす場合に備え、指定避難所補完施設を指定する。
- (2) 届出避難所について、あらかじめ届出をさせるなど、町会・自治会などに協力を得て状況把握に努める。

5 指定避難所の管理運営体制の整備

市は、指定避難所の管理運営マニュアルを作成するなど、その管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (1) 指定避難所の管理者不在時及び緊急時の開設体制
- (2) 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 町会等住民組織及び施設管理者との協力体制

《資料編 2-15 指定避難所一覧》

《資料編 2-16 指定避難所補完施設一覧》

第4 避難者の受入れ

市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、受け入れる方策についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第5 避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報発令の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域の特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改訂）に基づき、洪水、土砂災害、高潮、津波に対する「避難情報発令の判断・伝達マニュアル」を作成する。
- (2) 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。
- (3) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市及び大阪府は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 市及び大阪府は、避難指示や緊急安全確保が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを住民へ平時から周知しておく。
- (3) 市は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

3 避難情報等と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	居住者等に行動を促す情報	居住者が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 （気象庁が発表）	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報 （気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） ・大阪府が提供する土砂災害危険度情報（注意）
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 （市が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・大阪府が提供する土砂災害危険度情報（警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 （市が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） ・大阪府が提供する土砂災害危険度情報（危険） ・高潮警報 ・高潮特別警報

警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市が発令)	・氾濫発生情報 ・大雨特別警報（浸水害） ・大雨特別警報（土砂災害） ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・高潮氾濫発生情報
--------	---	------------------	---

注1 津波は突発的に発生することから、津波浸水想定区域等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。なお、津波においては、基本的には「避難指示」のみが発令される。

注2 市長は、居住者等に対して避難指示等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注3 市長が発令する避難指示等は、市長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

第6 避難誘導体制の整備

1 市

市は、災害時に対応するため、避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

市は、住民の避難誘導について、避難行動要支援者の誘導に配慮するとともに、町会（自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員会等地域住民の組織と連携した体制づくりに努める。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設の利用者を安全に避難させるための体制を整備するよう努める。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

文化ホール、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市や大阪府は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

第7 広域避難体制の整備

市は、大阪府と協力し、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより、国や他の自治体と協力体制を構築するとともに、他の自治体との応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第8 危険度判定体制の整備及び普及啓発

1 被災建築物応急危険度判定

市は、応急危険度判定の判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備など、実施体制の整備に努めるとともに、大阪府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定

市は、危険度判定の判定主体として、資機材の整備、被災宅地危険度判定士の受入れ体制の整備など、実施体制の整備に努めるとともに、大阪府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第9 応急仮設住宅等の事前準備

市は、下記のとおり応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

候補地	貝塚市東山1丁目4-1	青少年運動広場	1.5ha
	貝塚市二色南町4-1	市民ふれあい運動広場	2.1ha

第10 斜面判定制度の普及啓発

市は、大阪府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会と協力し、住民に対して斜面判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第11 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、その要員名簿を作成し、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第7節 緊急物資確保体制の整備

市は、大阪府との連携のもとに災害による家屋の滅失、損壊等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して必要な物資を供給するため、その確保体制を整備するものとする。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1 給水体制の整備

市は、大阪府及び大阪広域水道企業団との協力により、発災後3日間は1日一人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- (1) 給水拠点の整備（緊急遮断弁、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備）
- (2) ボトル水等の備蓄
- (3) 給水車等の配備及び給水用資機材の備蓄
- (4) 応急給水マニュアルの整備
- (5) 相互応援体制の整備

「大阪府広域水道震災対策相互応援協定」に基づき、迅速かつ適切な応急対策に努める。

- (6) 井戸水による生活用水の確保

市及び大阪府は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

第2 食料・生活必需品の確保

市、大阪府及び防災関係機関は、相互に協力して、食料及び生活必需品の確保に努めるものとする。なお、調達にあたっては、可能な限り要配慮者、女性、子供に配慮する。

1 重要物資の備蓄

市及び大阪府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、避難者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、市と大阪府で1：1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

必要量は、直下型地震（1日分）と南海トラフ巨大地震（3日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。なお、下表により算出した数量よりも現有数量の方が多い場合は、現有数量を基準とする。

品 目	算 出 式
食 料	避難所避難者数×3食×1.2（注）。 （注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。

毛 布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人。
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×130g/人/日 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1リットル/人/日
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1本（注）/人。 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市町村は、必要数分（100%）、府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。また、簡易トイレ本体のほか、テント及び凝固剤等も確保する。
生理用品	避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日
トイレットペーパー	避難所避難者数×7.5m/人/日
マスク	避難所避難者数

※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋

《資料編 2-17 大阪府地震被害想定に基づく物資の備蓄目標》

2 その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

- ア 精米、即席麺などの主食
- イ ボトル水・缶詰水等の飲料水
- ウ 野菜、漬物、菓子類などの副食
- エ 被服（肌着等）
- オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- カ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、カセットガスボンベ、乾電池、懐中電灯、カセットガス発電機、投光器等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等）
- ク 医薬品等（常備薬、救急セット、消毒液、体温計、フェイスシールド）
- ケ ブルーシート、土のう袋
- コ 仮設風呂・仮設シャワー
- サ 簡易ベッド、エアーマット、間仕切り等
- シ 要援護高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障害者用つえ、補聴器、点字器等）
- ス 棺桶、遺体袋 など

3 備蓄・供給体制の整備

市は、危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

- ア できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- イ 備蓄物資の点検及び更新
- ウ 定期的な流通在庫量の調査の実施
- エ 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）
- オ 市物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備

《資料編 2-18 市内一般薬局一覧》

《資料編 4 関係機関との協定等》

4 物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、市及び大阪府は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。

第1 水道

市は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うための体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況を的確に把握するための情報通信システムの整備
- (2) 関係機関との協力体制の整備
- (3) 応急復旧マニュアルの整備
- (4) 管路図等の管理体制の整備

2 災害対策用資機材の整備点検

応急復旧用資機材の備蓄及び調達体制の確保を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 相互応援体制の整備

- (1) 迅速かつ適切な応急対策を実施するため、「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき相互応援体制を整える。
- (2) 隣接市町水道事業者との協定による水道緊急連絡管の拡大を図る等、相互応援体制の確立に努める。

第2 下水道

市は、災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うための体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備点検

応急復旧用資機材の備蓄及び調達体制の確保を行う。また、資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検及び復旧要員の確保を図るため、大阪府、他の市町村等との協力応援体制を整備する。
- (2) 大阪府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づく、近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国・他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。
- (3) 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集等、相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備等、情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。

- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材及び要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
- ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
- イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
- ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置
- イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両標章交付の迅速化

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

(5) 適切な導管材料備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器、車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材、物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア 災害予報及び警報の伝達
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における通信疎通確保
 - エ 各種災害対策機器の操作
 - オ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - カ 消防及び水防

キ 避難及び救護

- (2) 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

- (2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、大阪府、市及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、それぞれの災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

- 1 市及び大阪府は、飲料水の備蓄の重要性、節水及び水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- 2 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガス漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第7 倒木等への対策

大阪府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努めるものとする。

第9節 交通確保体制の整備

鉄道、道路、港湾をはじめ交通施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のために必要な体制の整備に努める。

1 鉄道

鉄道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備並びに災害発生後直ちに被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等、必要な体制の整備に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

2 道路施設

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備する。また、災害発生後直ちに被害状況の把握、応急復旧及び安全点検を行うための人員の確保等、必要な体制の整備に努めるとともに、市内業者等の協力を得られるような体制づくりに努める。

3 港湾施設

港湾管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに港湾施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。

第10節 避難行動要支援者支援体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

体制整備の実施にあたっては、法を踏まえ、全体計画「貝塚市避難行動要支援者支援プラン」に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から個別避難計画の作成を進める。

第1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

1 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者を把握するために、関係各課で把握している要介護者や障害者等の情報を集約するよう努める。

難病患者等に係る情報など、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、大阪府知事その他の者に対して、情報提供を求める。

2 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

貝塚市に居住し、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件の何れかに該当する者。

ア 要介護認定結果が要介護3以上の者

イ 身体障害者手帳1級又は2級を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く。）

ウ 療育手帳Aを所持する者

エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

オ その他、自ら避難することが困難な者であって、特に支援を必要とする者

(2) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくこと。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

(3) 市における情報の適正管理

市は、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにするために、名簿情報を適正に管理する。

3 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(1) 事前の名簿情報の提供

市は、平常時から名簿を提供することに同意している避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供する。

(2) 情報漏えいを防止するための措置

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう啓発に努める。

- ・ 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ・ 法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ・ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- ・ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- ・ 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱に関する研修を行う。

4 支援体制の整備

市は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援などを円滑に実施するため、避難支援等関係者となる者やボランティア団体と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

5 個別避難計画の作成

- (1) 市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、避難支援等関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理及び漏洩の防止等必要な措置を講じる。
- (2) 市は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、本市個人情報の保護及び情報公開に関する条例の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。
- (3) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- (4) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

6 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

また、必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する

ことに努める。転居や施設入所等により避難行動要支援者名簿から削除された場合についても、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを周知することに努める。

第2 避難のための警報の伝達等

市は、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう、通知又は警告をする場合に、多様な伝達手段の確保など特に配慮することに努める。

第3 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が自らの安全確保に努めることが第一義であることを周知するとともに、避難行動要支援者に対し、状況によっては避難支援等関係者が支援できないこともあることを理解してもらうよう努める。

第4 福祉避難所の選定・整備

市は、大阪府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者と協議し、災害時の要配慮者等の受入れに関する協定を締結するなど、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

《資料編 4 関係機関との協定等》

(1) 福祉避難所における体制整備

市は、大阪府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

(2) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、大阪府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

また、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係課や福祉サービス提供施設等の必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

第5 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、町会（自治会）や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第6 社会福祉施設の取組み

社会福祉施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市や大阪府に報告する体制を確立するよう努める。

第7 外国人に対する支援体制整備

1 関係機関との連携

市は、かいづか国際交流協会（K A I F A）などの団体と連携し、外国人に配慮した支援に努める。

2 情報発信等による支援

(1) 市内在住の外国人に対する支援

ア 市及び大阪府は、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

イ 市及び大阪府は、情報提供や避難誘導において、多言語化とやさしい日本語の活用に努める。

(2) 外国人旅行者に対する支援

ア 市及び大阪府は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手等の情報の周知に努める。

イ 市及び大阪府は、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、早期帰国等に向けた災害情報等の多言語での情報発信に努める。

ウ 市及び大阪府は、観光案内所等における多言語での情報提供の充実に努める。

3 避難所における支援

市は、災害時の通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

市は、大地震により交通機能が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者に対して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行うなど、帰宅困難者への支援等、対策を講じる。

大阪府は、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、市と連携して市の一時滞在施設確保の支援に努める。

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

市は、災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、経済団体と連携して、事業者等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 発災時間帯別に従業員等がとるべき行動
- (3) 事業所等に滞在するために必要な物資の確保
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- (6) これらを確認するための訓練の実施

第2 徒歩帰宅者への支援

1 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

大阪府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合には、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、飲料水やトイレの提供、地図等による道路や通行可能な歩道等の情報提供など、支援を行う。

2 コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

関西域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合には、関西広域連合と協定を結んだコンビニエンスストア事業者及び外食事業者で、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示した店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）は、徒歩帰宅者に対して、水道水やトイレの提供、地図等による道路や通行可能な歩道等の情報提供など、支援を行う。

第2章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

市をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。

なお、これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及啓発

市は、大阪府及び防災関係機関と連携しながら、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止・軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講じる措置
- ウ 地域の危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- カ 地域社会への貢献
- キ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 最低3日間、できれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールへの取り決め等）の確認
- キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ク 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- ケ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- コ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示といった避難情報の発令時にとるべき行動
- サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- シ 防災行動計画（マイタイムライン・コミュニティタイムライン）の作成

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- オ 津波発生時（強い揺れ又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
- カ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- キ 避難行動要支援者への支援
- ク 初期消火及び救出救護活動
- ケ 心肺蘇生法及び応急手当の方法
- コ 避難生活に関する知識
- サ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- セ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ソ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット等を作成、活用するとともに、広報かいつかやテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツ

の作成にあたっては、東日本大震災、平成28年熊本地震等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障害者・聴覚障害者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間（8月30日から9月5日）、防災とボランティアの週間（1月15日から21日）及び津波防災の日（11月5日）をはじめ防災に関する諸行事にあわせ、講演会の開催、住民参加型防災訓練の実施等による普及啓発に努める。

3 地域版ハザードマップの作成

市は、大阪府と連携しながら、住民とともに地域を歩き、土砂災害危険箇所、浸水想定区域、過去に土砂崩れがあったところなど地域の危険箇所の把握に努めるとともに、防火水槽、一時避難場所などを地図に落として、地域版ハザードマップを作成する。住民は自ら地域の特性を知り、安全な避難路を選定することにより、災害時の自助・共助に役立てる。また、作成したハザードマップを地域住民に配布し、周知に努める。

第2 地域における防災訓練の実施

住民は、地域防災力向上のため、次のような具体的かつ実践的で、地域の実情にあった訓練を行うよう努める。市及び大阪府は、訓練の実施に協力・支援し、訓練の継続性を保持するよう努める。

1 初期消火訓練

火災が発生した場合にすぐに消火できるよう、消火器やバケツ、可搬ポンプを使用した初期消火の訓練

2 救出・救護訓練

倒壊家屋などの下敷きになった人を救出する方法や、けが人の手当や搬送などの応急救護の訓練

3 情報収集・伝達訓練

通信手段が途絶又は混乱する中で、必要な情報を収集し、また、防災関係機関等からの情報を地域住民に正しく伝達するための訓練

4 避難訓練

突然災害が発生した場合でも速やかに安全な場所に避難できるようにするための訓練

5 給食給水訓練

災害時において円滑に救援物資や飲料水を配給するための訓練

6 避難所運営訓練

避難所での様々な活動を円滑に行うための訓練

7 図上訓練

地図を利用し、地域の防災についてシミュレーションを展開する訓練

第3 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、市及び大阪府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

1 教育の内容

- (1) 気象、地震及び津波についての正しい知識
- (2) 防災情報の正しい知識
- (3) 気象予警報や避難情報等の意味
- (4) 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族及び学校との連絡方法
- (5) 災害についての知識
- (6) ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

2 教育の方法

- (1) 防災週間等を利用した訓練の実施
- (2) 教育用防災副読本、ビデオの等の活用
- (3) 特別活動を利用した教育の推進
- (4) 防災教育啓発施設の利用
- (5) 防災関係機関との連携
- (6) 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- (7) 自主防災組織、ボランティア等との連携
- (8) マイタイムライン「逃げキッド」の普及

3 教職員の研修

市及び大阪府は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

4 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

5 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

6 災害時の備蓄品

市は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

7 消防団等が参画した防災教育

市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう努めるものとし、大阪府はそれを支援する。

第4 災害教訓の伝承

市及び大阪府は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、誰もが閲覧できるよう公開に努める。

第2節 自主防災体制の整備

市は大阪府との連携及び協力のもとに地域住民又は事業所における自主的な防災活動が災害発生時における被害の拡大防止に果たす役割を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努めるものとする。

第1 地区防災計画

人口減少・高齢化社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障害者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市防災会議は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定める。

内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、大阪府は市町村の取組みを支援する。

なお、地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

また、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに、訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。

第2 自主防災組織の育成

市は、平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、自主防災組織の結成、育成、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化及び訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努める。

1 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えなどの普及啓発（回覧板、講習会等）
- イ 災害発生の未然防止（防火用品のあっせん、家具の固定、建物や塀の耐震診断等）
- ウ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握・状況確認、資機材の管理、津波避難ビルの把握等）
- エ 災害発生時の活動の習得（初期消火訓練、救急処置訓練、避難行動要支援者支援訓練等）
- オ 復旧・復興に関する知識の習得

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（住民の安否の確認、避難行動要支援者への援助、関係機関との連絡等）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器、可搬式ポンプでの消火活動等）
- エ 情報伝達（被害情報の伝達、救援情報の住民への周知等）
- オ 物資分配（救援物資の運搬や分配等）
- カ 指定避難所の自主的運営

2 自主防災組織の育成方法

市は、地域の実情に応じ、概ね次に掲げる事業の推進により、自主防災組織の育成に努める。

- ア 自主防災組織の必要性の啓発
- イ 町会（自治会）等に対する情報提供
- ウ 防災リーダー養成（養成講習会等の実施）
- エ 防災用資機材の助成
- オ 防災訓練の実施
- カ 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施

《資料編 2-19 貝塚市自主防災組織育成要綱》

《資料編 2-20 貝塚市新規自主防災組織資機材助成要綱》

3 自主防災組織連絡会

市は、自主防災組織連絡会の組織間における情報交換及び情報共有を促進するとともに連携を深め、地域防災力の強化に努める。

4 各種組織の活用

市は、婦人防火クラブ等、防火・防災に関する組織のほか、地域の婦人会、青年団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第3 事業者による自主防災体制の整備

市及び大阪府は、事業者に対して従業員、利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、市及び大阪府は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア 事業継続計画（BCP）の策定及び運用
- イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- ウ 災害発生時の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資・資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、消火、救急処置訓練など）
- カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加及び自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動、防災関係機関の行う応急対策活動への協力、津波避難ビルや帰宅困難者対策のための施設の開放など）

2 啓発の方法

市及び大阪府は、経済団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙等を活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第4 救助活動の支援

市は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備するとともに、自主防災組織と連携した防災訓練等を実施する。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

市、大阪府、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図るものとする。

1 受入れ窓口の整備

市は、貝塚市社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ及び活動の調整を行う。

2 人材の育成及び登録

各機関は、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うコーディネーターの養成に努めるとともに、災害時にボランティアとの情報連絡を円滑に行うための登録制度等を整備する。

3 活動支援体制の整備

市は、災害時にボランティアが活動するための拠点となる施設等をあつせん又は提供できるようあらかじめ計画しておくものとする。

4 情報共有体制の整備・強化

市及び大阪府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供の方策等について意見交換を行うため、研修や訓練を通じた情報共有体制の整備・強化に努める。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市及び大阪府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

1 事業者

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

(2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。

- ア 防災体制の整備
- イ 従業員の安否確認体制の整備
- ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- エ 防災訓練
- オ 事業所の耐震化・耐浪化
- カ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- キ 予想被害からの復旧計画の策定
- ク 各計画の点検・見直し
- ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- コ 取引先とのサプライチェーンの確保

(3) その他

- ア 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び大阪府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- イ 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- ウ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状態であるときに、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

2 重要施設及び災害応急対策に係る機関

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

また、大阪府及び市は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめこれらの施設の非常用電源の設置状況、燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

3 市及び大阪府

市及び大阪府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、市は、商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3章 災害予防対策の推進

第1節 都市の防災機能の強化

市は、大阪府をはじめとする防災関係機関との連携、協力のもとに、災害に強い都市基盤を形成するため、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物及び施設の耐震対策等、都市の防災機能の強化に努めるものとする。

都市の防災機能の強化にあたっては、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用し、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとする。

市及び大阪府は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取り組みの推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、市は、「災害危険度判定調査」を実施し、住民に公表するとともに、「防災都市づくり計画」の策定等、都市防災構造化対策の推進に努めるものとする。

第1 防災空間の整備

市は、避難場所、避難路の確保、火災の延焼防止及び災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路等の都市基盤施設の効果的整備に努め、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅など、公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園等の整備

市は、避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

(1) 広域避難場所となる都市公園等の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積10ha以上の都市公園等（面積10ha未満の都市公園等で避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものを含む。）の整備

(2) 一時避難場所となる都市公園の整備（福田公園・水間公園）

近隣の住民が避難する概ね面積1ha以上の都市公園の整備

(3) 災害救援活動の拠点となる都市公園等の整備（水間公園・せんごくの杜）

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）の整備

※ 水間公園については、山手地区における重要な一時避難拠点となっているが、平地が少ないため、避難スペースの拡充や防災機能の強化に取り組むとともに、広域緊急交通路である阪和自動車道や国道170号にアクセスしやすい立地を活かした整備を図る。また、せんごくの杜の防災交流エリアについても、広域的な救援救護活動や救護物資輸送の中核基地として機能できるよう整備を図る。

- (4) その他防災に資する身近な都市公園の整備
緊急避難の場所となる街区公園、広場公園等の整備

2 道路・緑道の整備

既設道路の拡幅等、道路整備を推進する。なお、広域避難場所への避難路となる道路・緑道については、幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道を整備目標とする。

3 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や街路樹の整備など、市街地における緑化を推進する。

4 農地の保全・活用

農地を避難場所や延焼遮断防止のための防災空間として利用するため、防災農地登録制度の推進や啓発などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

市、大阪府及び近畿地方整備局は、公園、道路、河川、港湾、ため池等都市基盤施設に災害対策上有効な防災機能を整備するよう努める。

- (1) 備蓄倉庫、耐震性貯水槽及び災害時用臨時ヘリポート等、災害応急対策に必要な施設の設置の推進
(2) 河川水の活用を行うための施設の整備促進
(3) 耐震強化岸壁等の災害時における緊急海上輸送基地の整備促進
(4) 災害時における初期消火用水、生活用水利用など、農業用水路、ため池の防災利活用整備の推進及び水路・ため池管理者との防災協定締結による地域防災訓練の実施

《資料編 4 関係機関との協定等》

第3 密集市街地の整備促進

市及び大阪府は、関係機関等と連携し、防災性の向上を図るべき密集市街地として位置付けた「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」等において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、建物の不燃化・耐震化の促進や公共施設の整備等を図る。

第4 建築物の安全性に関する指導等

市は、大阪府と連携し、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、

構造及び設備等について、建築基準法等関係法令に基づく指導、助言等を行う。

市、大阪府及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第5 空き家等の対策

市は、平常時より管理不全状態にある空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

大阪府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

第6 文化財

市は、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

1 住民に対する文化財防災意識の普及と啓発

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定するとともに、周知を図るための標識等を設置するなど、住民や見学者等に対する防災意識の普及と啓発に努める。

2 所有者等に対する防災意識の徹底

所有者等に対し、文化財保護対象物を所蔵する建造物における消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を促進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備体制の充実を図るよう、防災意識の高揚を図る。

3 予防体制の確立

- (1) 初期消火と自衛組織の確立
- (2) 防災関係機関との連携
- (3) 地域住民との連携

4 消防用設備の整備、保存施設等の充実

- (1) 消防用設備等の設置促進
- (2) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

《資料編 2-21 文化財一覧》

第7 ライフライン施設災害予防対策

市及びライフラインに関わる事業者は、各種災害に対する被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

市及び大阪府は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 水道

市は、災害による断水・減水を防止するため、「かいづか水道ビジョン 2019」に基づき、水道施設・設備の強化と保全に努める。

- (1) 水道施設については、大阪広域水道企業団と連携し、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設・設備の耐震化を促進する。特に管路には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ア 浄水場、配水場、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 災害等に伴う停電による断水を防ぐため、浄配水等に係る各施設に自家用発電設備を整備し、バックアップ能力の向上に努める。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設・設備の維持保全に努めるとともに、水道施設の老朽度に応じ、更新や最適化等の整備を計画的に進める。

2 下水道

市は、災害による下水道機能の低下・停止を防止するため、下水道施設・設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設・設備の新設又は増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度及び重要度）を考慮して進める。

3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設・設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設及び通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設・設備の維持保全及び常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設・設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧、中圧及び低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設・設備の維持保全及び常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。

イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置するとともに、安全な設置場所を確保する。

ウ 電気通信設備について、非常用電源を整備する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備（近畿地方整備局、大阪府、市）

道路管理者は、ライフライン事業者と協議のうえ、ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

(2) 特に、共同溝については、大阪府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

7 し尿処理

災害によるし尿処理施設の機能の低下、停止を防止するため、し尿処理施設設備の強化と保全に努める。

(1) 市は、し尿処理施設について、耐震診断を実施するなど、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。

(2) 市は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。

(3) 市は、災害時における水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

(4) 市は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、「し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定」に基づき、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

- (5) 市及び大阪府は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。
- (6) 大阪府は、広域的な処理体制を確保するよう、相互協力体制整備を促進する。

8 ごみ処理

災害によるごみ処理施設の機能の低下、停止を防止するため、ごみ処理施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 市は、災害時のごみ処理における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (2) 市は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (3) 市は、岸和田市貝塚市清掃施設組合と連携を密にし、災害時のごみの中間・最終処理を適切に行うよう努める。
- (4) 市は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、「一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定」に基づき、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (5) 大阪府は、市町村間等の協力体制の整備について支援する。

9 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

復旧・復興の支障とならないよう早期の廃棄物処理体制の確保に努める。

- (1) 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- (2) 大阪府は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (3) 大阪府は、大量の災害廃棄物の発生に備え、国や他の府県と協力して、広域処理体制の確立や十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。
また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- (4) 市は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (5) 市は、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等、周知に努める。
- (6) 市又は大阪府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第8 放送施設災害予防対策（日本放送協会、民間放送事業者）

放送に関わる事業者は、各種災害による被害を防止するとともに、災害時の放送が確保されるよう、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 日本放送協会は、災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講じる。
- (2) 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講じる。

第2節 地震災害予防対策の推進

市は、大阪府との連携、協力のもと、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化、不燃化の推進、安全性の指導等に努めるものとする。

第1 住宅・建築物の耐震対策の促進

市、大阪府及び建築関係団体は、相互に連携の上、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）及び「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に即した貝塚市耐震改修促進計画等に基づき、昭和56年6月1日に新耐震基準が施行される前に建築された住宅・建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。

市は、貝塚市耐震改修促進計画の見直しを行い、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

1 市有建築物

- (1) 市は、市有建築物について、貝塚市耐震改修促進計画に基づき、耐震化の計画的な実施に努める。
- (2) 市は、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等を図るものとする。

2 民間建築物

市及び大阪府は、住宅・建築物所有者の自主的な耐震化の取組みをできる限り支援する。

また、所有者の負担軽減のため、耐震診断・改修補助を実施するとともに、安心して耐震化できる情報提供等、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

第2 土木・施設構造物の耐震対策の推進

市は、自ら管理する土木・施設構造物について、次に掲げる基本的な考え方に基づき、耐震対策を推進する。

1 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあっては、次の地震動を考慮の対象とする。
 - ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - イ 発生確率は低いが高レベルの地震動又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。

- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物における耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5) 埋立地等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 鉄軌道施設

高架橋・トンネル・駅舎等の耐震対策を実施する。

3 道路施設

道路橋、高架道路等の耐震対策を実施する。

特に、災害時に重要な役割を果たす緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し補強対策を実施する。

4 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

5 農業用施設

大阪府ため池防災・減災アクションプランに基づき、水防上重要なため池については、耐震性調査・診断を行い、耐震性が不足しているため池については、計画的に耐震対策を実施する。

また、ため池水位観測システムを設置し、監視体制を強化するとともに、万一、ため池が決壊した場合に備え、ため池ハザードマップを作成し、地域住民への防災意識の向上を図る。

必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

第3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）の定めにより、令和3年度から取り組む第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき大阪府と連携協力して、事業を計画しその推進に努める。

第4 新・大阪府地震防災アクションプランの推進

市は、新・大阪府地震防災アクションプラン（平成27年3月策定）に従い、大阪府と連携のもと、地震防災対策を推進する。

第3節 津波災害予防対策の推進

第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

1 最大クラスの津波に比べても発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1）

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設・河川管理施設等の整備を進める。

2 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2）

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設・河川管理施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の実情に応じた総合的な対策を講じる。

第2 ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進

1 推進計画の作成等

(1) 市

市は、国土交通大臣の基本指針に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を必要に応じて作成する。

市は、津波によって浸水が予想される地域について、大阪府が示す浸水想定図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、国や大阪府と連携し、津波の危険や津波警報、避難情報等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。

水門及び防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について定めるものとする。

《資料編 2-12 津波ハザードマップ》

(2) 道路管理者

道路管理者は、津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による啓発等を行う。

(3) 河川、海岸及び港湾の管理者

河川、海岸及び港湾の管理者は、南海トラフ巨大地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の施設整備、補強、点検等の方針・計画を定め

るとともに、内水排除施設等についても、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検、人員配置その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

2 津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定

大阪府は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき、津波の被害想定結果を踏まえ、市と十分な協議を行い、必要に応じて津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域を指定する。

第3 防潮施設等の整備

市は、大阪府と連携して河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

第4 津波から「逃げる」ための総合的な対策

市及び大阪府は連携しながら、発災時に一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。

また、市及び大阪府は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

1 津波に対する知識の普及・啓発

(1) 津波に対する基本的事項

- ア 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること。
- イ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとること、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること。
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること。
- エ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
- オ 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと。
- カ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること。
- キ 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること。
- ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など津波に関すること。
- ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等の精度には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうることなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること。

(2) 教育機関における防災教育

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について、継続的な防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は市全域で行う。

(3) 住民等への普及・啓発

ア 大阪府は、津波浸水想定の結果を踏まえ、啓発ポータルサイト等を活用した住民への啓発を行う。

イ 市は、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知する。

ウ 市は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、住民参加型のワークショップを行うなど、その内容を十分検討するとともに、大阪府は作成に際しては技術的支援を行う。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。

エ 市は、大阪府と連携して、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民や観光客等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取り組みを行う。

オ 大阪府は、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国が普及啓発を図る赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）の周知に努める。

(4) 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

市及び大阪府は、南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意するものとする。

2 津波避難誘導

(1) 津波避難計画等及び同策定指針の策定

市は、津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた津波避難計画等を作成する。大阪府は、津波避難計画等の指針となる津波避難計画策定指針等を策定する。

(2) 学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校においては、避難方法、保護者への連絡、指定避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。

3 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、南海トラフ巨大地震を想定した、津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を年1回以上実施する。

〔内容〕

- (1) 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- (2) 参集訓練及び本部運営訓練
- (3) 水門等の操作訓練
- (4) 救出・救助訓練
- (5) 医療救護訓練

(6) 住民参加による実働型の避難訓練

4 避難関連施設の整備

市及び大阪府は、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波（レベル2）に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行った上で、次の取組みをすすめる。

(1) 避難場所の整備

指定緊急避難場所について、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

なお、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違えないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

(2) 津波避難ビル等の指定

津波避難ビルは、住民等が津波から一時的又は緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建築等の人工構造物を指し、避難者1人当たり概ね1㎡の確保に努める。

市は、今後、津波災害警戒区域が指定されたのちは、当該区域内において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

なお、指定に際しては、外付けの避難階段の設置などを考慮する。また、津波避難ビルが存在していない地域については、民間とも連携して対策を検討する。

《資料編 2-14 津波避難ビル一覧》

(3) 避難路等の整備

市及び大阪府は、施設管理者と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。

5 津波に強いまちの形成

市は、大阪府と連携して、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐水化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

第4節 風水害予防対策の推進

市、大阪府をはじめ関係機関は、河川、下水道、港湾、海岸、ため池における洪水、雨水出水、高潮等による災害を未然に防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水を軽減させる流域治水対策を実施するものとする。

第1 洪水対策

市は、普通河川等の改修や貯留施設の整備を推進する。

《資料編 2-22 市管理河川一覧》

第2 雨水出水対策

市及び大阪府は、市街地における浸水被害の解消を図るため、下水道の整備や既存水路の改修等による雨水対策に努める。

《資料編 2-11 内水ハザードマップ》

第3 高潮対策

市及び大阪府は、高潮による海水の低地浸水に備えて、防潮水門等の適切な維持に努めるとともに、港湾施設の保全と相まって、高潮による浸水予防対策事業の推進を図る。

市は、沿岸地域における高潮の被害を軽減するため、タイムライン（事前防災行動計画）の考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。

第4 水害減災対策

洪水、雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水害の軽減を図るため、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、水位情報の公表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

1 水位到達情報の発表

(1) 大阪府は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして水位周知河川に指定した近木川、津田川、見出川において、避難判断水位（市長の高齢者等避難の目安となる水位）及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市長の避難指示の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

また、その他の河川についても、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。

大阪府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況

や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

- (2) 大阪府は、管理海岸のうち、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した水位周知海岸について、高潮特別警戒水位に到達した場合には、その旨を水防管理者等へに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

2 水防警報の発表

- (1) 大阪府は、洪水又は高潮により重大な損害を生ずるおそれがあるとして水防警報河川に指定した近木川、津田川、見出川及び海岸について、洪水又は高潮のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに水防管理者に通知する。
- (2) 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めたときは、消防機関を出動又は出動準備させる。

3 水位情報の公表

市及び大阪府は、管理河川、下水道、海岸のうち、水位・潮位観測所を設置した河川、下水道、海岸においては、その水位状況の公表を行う。

4 浸水想定区域の指定・公表

- (1) 大阪府は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (2) 大阪府は、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

5 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

6 洪水・高潮リスクの開示

(1) 洪水リスクの開示

ア 大阪府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想される区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

イ 市長は、洪水浸水想定区域等が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(2) 洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知

大阪府及び市は、公表された洪水・高潮リスクを分かりやすく住民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努め

る。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

7 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

- (1) 市は、指定された浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項を地域防災計画に定めるとともに、住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設で、洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設の名称及び所在地

また、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

- (2) 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（避難確保計画）を作成する。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

市及び大阪府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

《資料編 2-23 水防法上の浸水想定区域に含まれる要配慮者利用施設一覧》

8 防災訓練の実施・指導

市及び大阪府は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資器材の操作方法等の習熟を図る。

また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

9 水防と河川管理等の連携

- (1) 市は、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化する。

- (2) 市は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト面での対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、「泉南地域水防災連絡協議会」等を活用し、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係

者が協働し、「流域治水」の取組みを推進するための密接な連携体制を構築する。

- (3) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努める。

10 ため池の治水活用

大阪府は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、市やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

第5 暴風対策

市は、暴風による老朽空家等からの建築材飛散による被害を防ぐために、空家等の適正管理に努める。

第6 農地防災対策

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、市、大阪府、関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

1 農地関係湛水防除

農地及び周辺の宅地の浸水被害を防止するため、農業用水路の改修を進める。

2 ため池の総合減災

ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修及び防災上重要なため池を中心とした改修補強工事の実施を進めるとともに、ため池ハザードマップを作成し、ため池が決壊した場合の洪水被害想定や、避難対策等の情報を住民にわかりやすく周知することにより、被害の未然防止や軽減を図る。

防災重点ため池

A級：決壊時の被害が特に甚大なため池

ア 影響度評価点 1,000 点以上

イ 貯水量 10 万トン以上かつ堤高 15m以上

B級：決壊時の被害が甚大なため池（A級を除く）

ア 影響度評価点 250 点以上

イ 貯水量 10 万トン以上かつ堤高 10m以上

C級：影響度評価点 50 点以上

（大阪府ため池防災・減災アクションプラン（令和4年3月）に基づく）

《資料編 2-24 防災重点ため池（B級、C級）》

第5節 土砂災害予防対策の推進

市及び大阪府は、土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の災害防止対策を実施する。また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

- 《資料編 2－9 土砂災害・洪水ハザードマップ》
- 《資料編 2－25 土砂災害に関する危険箇所一覧》
- 《資料編 2－26 土砂災害防止法に基づく指定区域一覧》

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

大阪府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号 以下「土砂災害防止法」という。）第7条・9条）し、その範囲を示した図面を公表する。

2 指定区域内での開発規制

大阪府は、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限する。

3 建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

大阪府は、土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。

4 建築物の移転等の勧告

大阪府は、土砂災害特別警戒区域においては、土砂災害発生時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

5 警戒避難体制の整備

(1) 市は、警戒区域ごとに次に掲げる事項を地域防災計画に定めるとともに、住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

ア 土砂災害に関する予報等の伝達方法

イ 避難場所、その他円滑な警戒避難が行われるために必要な事項

ウ 警戒区域内の要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設の名称及び所在地

また、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する予報等の伝達方法

(2) 土砂災害（特別）警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（避難確保計画）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

市及び大阪府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

《資料編 2-27 土砂災害警戒区域内に含まれる要配慮者利用施設一覧》

(3) 住民への周知

土砂災害警戒区域において円滑な警戒避難が行われるよう、平常時から住民の防災意識の向上を促すため、市民防災講座、広報紙、市ホームページ、ハザードマップの活用などあらゆる方法により、積極的に住民に周知するとともに住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組を行う。このため、タイムライン（事前防災行動計画）の考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。

6 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

7 斜面判定制度の活用

市及び大阪府は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

8 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知

大阪府は、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を市に通知するとともに、一般に周知する。（土砂災害防止法第28条、29条、31条）

第2 土石流対策（砂防）

1 土石流など土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。

- 2 大阪府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い溪流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。
- 3 市及び大阪府は、「土石流危険溪流及び危険区域」の把握・周知に努める。
- 4 市、大阪府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第3 地すべり対策

- 1 多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑止するため、国土交通大臣は、「地すべり防止区域」（地すべり等防止法第3条）を指定する。
- 2 大阪府は、地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限するとともに、地すべり対策事業を実施する。
- 3 市及び大阪府は、「地すべり危険箇所」の把握・周知に努める。
- 4 市、大阪府、近畿地方整備局及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第4 急傾斜地崩壊対策

- 1 大阪府は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条）を指定する。また、「災害危険区域」（建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条、大阪府建築基準法施行条例第3条）を指定し、必要に応じて居住用建物の建築制限等を行う。
- 2 大阪府は、急傾斜地崩壊危険区域において、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、崩壊防止工事を実施する。
- 3 市及び大阪府は、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努める。
- 4 市、大阪府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第5 土砂災害警戒情報の作成・発表

大阪管区气象台と大阪府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市長が防災活動や住民への避難指示等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。

第6 山地災害対策

- 1 農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要があるときは、森林を「保安林」（森林法第25条）として指定する。
- 2 大阪府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。
- 3 大阪府及び市は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。

《資料編 2-28 山地災害危険地区一覧》

第7 宅地造成及び盛土等対策

- 1 市は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第3条）に指定する。
- 2 市は、宅地造成工事規制区域内において、宅地造成をしようとする者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合させるよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。ただし、市街化調整区域については大阪府が行う。
- 3 市及び大阪府は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。
- 4 市は、大阪府が作成した大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを活用し、市民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の必要性に関する調査の実施に努める。また、大阪府は、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。

市は、国や大阪府からの情報収集等を行い、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

- 5 市及び大阪府は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、大阪府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

《宅地造成工事規制区域》

区 域	告示年月日	施行年月日	面積 (ha)
第3次指定	S43. 2. 8	S43. 2. 8	903
第5次指定	S61. 3. 24	S61. 3. 31	96
第8次指定	H10. 3. 31	H10. 5. 1	730
累 計			1729

第8 道路防災対策

道路管理者は、管理道路の内、土砂災害のおそれのある道路について、あらかじめ事前通行規制区間を指定し、土砂災害の危険を防止するとともに、通行規制基準に従い現地の通行規制を行う。

第6節 危険物等災害予防対策の推進

第1 危険物災害予防対策

1 市

市（消防本部）は、消防法はじめ関係法令の周知徹底及び規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

- ア 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者が取り扱う場合には、有資格者の立ち会いを徹底させる。
- ウ 関係機関との連携のもとに危険物積載車両の取締りを実施する。

(2) 指導

- ア 予防規程の策定を指導する。
- イ 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- エ 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講じるよう指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ア 大規模な危険物施設事業所に対して、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

(4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会等を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に対する各種啓発事業を推進する。

2 事業者

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 高圧ガス災害予防対策

市は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）、等に基づき、規制・指導及び啓発等に努める。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。

- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、巡回保安指導を実施する。

3 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

4 啓発

各種研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

市は、規制、指導及び啓発等に努める。

1 規制

市は、立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主検査の実施を指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 「大阪府火薬類保安協会」が火薬類取扱従事者に対して実施する保安講習の方法を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として「大阪府火薬類保安協会」に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4 啓発

危害予防週間において、ポスターの配布等、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 毒物劇物災害予防対策

市は、大阪府が行う規制、指導及び啓発等に協力する。

1 規制

- (1) 立入検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。
- (2) 危害防止規程の策定を指導する。

2 指導

- (1) 立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備にするよう指導する。
- (2) 学校、研究所等の実験、検査用毒物劇物については、落下等のおそれがない場所に保管するとともに、漏洩による危険を防止するよう指導する。

- (3) 営業者等に対し、毒物劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときには、大阪府泉佐野保健所、貝塚警察署又は消防機関への届け出及び危害防止のための応急措置を講じるよう、関係機関と連携して指導する。

3 危害防止体制の整備

営業者等に対して、危害防止体制の整備を指導する。

4 啓発

毒物劇物に関する知識の普及など、関係者の危害防止意識の高揚を図る。

第5 危険物積載船舶等災害予防対策

市は、岸和田海上保安署等関係機関と連携して、危険物・油等の大量流出対策等、危険物積載船舶等の災害予防対策を講じる。

- (1) 防災資機材の整備
- (2) 防災訓練の実施及び災害に関する広報

第6 管理化学物質災害予防対策

市は、管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」という。）で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

1 規制

管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

2 指導

- (1) 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。
- (2) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を大阪府へ通報するよう指導する。

3 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導体制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

4 啓発

大阪府が開催する化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーに協力するとともに、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第7節 火災予防対策の推進

市をはじめ防災関係機関は、市街地、林野における火災の発生を防止するとともに、延焼拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努めるものとする。

第1 建築物等の火災予防

市は、建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 一般建築物

(1) 火災予防査察の強化

市は、工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法（昭和23年法律第186号）第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所点検、消防用設備等の耐震性強化等について、改善指導を行う。

(2) 防火管理制度の推進

市は、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条に基づく防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及びこれに基づく訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備及び維持管理

ウ 火気取扱いの監督及び収容人員の管理など

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

市は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

(4) 住宅防火対策の推進

市は、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

(5) 住民及び事業所に対する指導及び啓発

市は、大阪府との連携のもとに住民及び事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火気器具・電気器具の取扱い等の指導を行うとともに安全装置付ストーブや感震ブレーカー等の普及の徹底を図る。

また、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識を高めるための啓発を行うとともに、高齢者についても積極的に啓発活動を行う。

(6) 定期報告制度の活用

特定行政庁は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2 高層建築物

市は、高さが31メートルを超える高層建築物については、一般建築物としての指導を徹底するほか、共同防火管理体制の確立、防災規制など所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

第2 林野火災予防

市は、大阪府及び林野管理者との連携のもとに林野周辺地区の住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、火災予防対策を推進する。

1 啓発・巡視等の強化

市は、住民及び事業所に対する啓発を行うとともに、火災発生危険期における巡視の実施等監視体制の強化に努める。

2 林野火災対策用資機材の整備

市及び大阪府は、消防力強化のため、防御資機材の整備と備蓄に努める。

〔消火作業機器等の整備〕

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー等作業用機器

第8節 原子力災害予防対策の推進

防災関係機関並びに原子力事業者は、原子力災害を防止するため次の措置を講じるものとする。

第1 原子力施設等に係る災害予防対策

防災関係機関並びに原子力事業者は連携して原子力事業所等に係る災害予防対策を推進する。

1 施設の防災対策

原子炉等防災関係機関は、次の措置を強力に推進する。

- (1) 施設の耐震・不燃化対策を推進し、安全を確保する。
- (2) 放射線による被ばくの予防対策を推進する。
- (3) 自己の原子力事業所における環境放射線の測定を行い、常に放射線レベルを把握するとともに、その結果を公表する。
- (4) 原子力防災組織及び原子力防災要員の充実改善を図る。

2 原子力防災に関する知識の普及と啓発

市、大阪府及び原子力事業者は、国などと協力して、住民に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のために次に掲げる事項について、普及・啓発活動を行う。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、避難行動要支援者に十分配慮する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に市や大阪府をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者が講じる対策に関すること。
- (6) 屋内退避、避難及び一時移転に関すること。
- (7) 緊急時にとるべき行動及び指定避難所での行動等に関すること。
- (8) 避難退域時検査及び簡易除染の場所・方法に関すること。

教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

3 防災業務関係者に対する教育・研修

原子力防災関係機関は、原子力防災業務に携わる者に対し、必要に応じて次に掲げる事項について教育・研修を実施する。

また、市、大阪府及び原子力事業者は、防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修への積極的な参加を促す。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。

- (7) 緊急時に大阪府や国等が講じる対策の内容に関する事。
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関する事。
- (9) 原子力災害医療（応急手当を含む）に関する事。
- (10) その他緊急時対応に関する事。

4 防災訓練

原子力防災関係機関は、協同又は単独で緊急時通信訓練、緊急時環境モニタリング訓練等の防災訓練を実施する。

5 環境モニタリング設備、機器類の整備

原子力防災関係機関は、環境モニタリング設備・機器類を整備するなど、平常時及び緊急時における周辺環境の放射線量等、放射性物質に関する情報を把握する体制を整備する。

6 緊急時医療設備の整備

公的医療関係機関は、原子力災害時における緊急時医療に対応するため、その機能に応じて、医療設備の整備を図る。

7 防護資機材の整備

原子力防災関係機関は、原子力災害応急対策に従事する者が必要とする個人被ばく線量測定用具、環境の放射線量測定用具及び被ばくを低減するための防護資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等を整備する。

8 防災対策資料の整備

原子力防災関係機関は、放射性物質による汚染の影響範囲を迅速に予測し、的確な応急対策を実施するため、環境条件、人口分布など周辺地域の防災対策上必要な資料を整備する。

第2 放射性同位元素に係る災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素取扱事業者は、第1に準じて施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育、防災訓練等の災害予防対策を推進する。

第3 原子力施設及び住民の安全確保に関する協定

市は、京都大学原子炉実験所との「原子炉施設及び住民の安全確保に関する協定」及び原子燃料工業株式会社との「原子力関係施設及びその周辺住民の安全確保並びに公害防止に関する協定」に基づき、双方の協力のもとに、原子炉施設等の安全確保に努める。

災害応急対策

第1章 地震災害応急対策

第1節 組織・職員の動員体制

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

第1 市の組織体制

1 災害警戒本部

市長は、次の基準により、災害警戒本部を設置し、又は廃止する。

(1) 設置基準

- ア 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。
- イ 本市又は隣接市町において震度4の地震が発生したとき。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- エ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。

(2) 廃止基準

- ア 災害応急対策が概ね完了したとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。
- ウ その他市長が必要と認めたとき。

(3) 所掌事務

- ア 情報の収集・伝達に関すること。
- イ 職員の配備に関すること。
- ウ 災害対策本部の設置に関すること。
- エ その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること。

2 災害対策本部

市長は、次の基準により、災害対策本部を設置し、又は廃止する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。
- イ 本市又は隣接市町において震度5弱以上の地震が発生したとき。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- エ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。

(2) 廃止基準

- ア 災害応急対策が概ね完了したとき。
- イ その他市長が適当と認めたとき。

(3) 所掌事務

- ア 情報の収集・伝達に関すること。

- イ 職員の配備に関すること。
- ウ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること。
- エ 大阪府が設置した現地災害対策本部とその連携に関すること。
- オ その他災害対策に関する重要な事項の決定に関すること。

第2 職員の動員配備体制

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

区分	配 備 時 期	配 備 体 制	参集職員
非常配備	ア 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。 イ 本市又は隣接市町(※1)で震度4の地震が発生したとき。 …自動配備(※2) ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき …自動配備(※2) エ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	小規模の災害応急対策を実施する体制 (災害警戒本部)	・副市長(危機管理部所管) ・副市長(危機管理部所管外) ・教育長 ・全部の課(かい) 長級以上 ・危機管理課(全員) ・建築住宅課(全員) ・道路整備課、農林課、上下水道総務課(下水道担当)、浄水課及び下水道推進課の主査級以上
非常特別配備	ア 大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。 イ 本市又は隣接市町(※1)で震度5弱以上の地震が発生したとき。 …自動配備(※2) ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき …自動配備(※2) エ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	市の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制 (災害対策本部)	・市長 ・副市長(危機管理部所管) ・副市長(危機管理部所管外) ・教育長 ・部課全員

※1 隣接市町：「岸和田市」、「泉佐野市」及び「熊取町」をいう。

※2 自動配備：執務時間外において非常参集命令が出されなくとも、速やかに参集しなければならない。

第3 大阪府の緊急防災推進員について

勤務時間外に市において震度5弱以上を観測した場合、大阪府の緊急防災推進員が市に自動参集され、所要の活動を行う。

第2節 津波警戒活動

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台から発表される津波警報・注意報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講じるものとする。

第1 組織動員配備体制

大阪府に津波警報が発表されたとき、又は津波による災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき、市長は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置するとともに、災害の規模に応じた動員配備体制をとり、事態に適切に対処する。

1 災害警戒本部の設置

津波による小規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるときは、災害警戒本部を設置し、事態に適切に対処する。

2 災害対策本部の設置

津波による中規模又は大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるときは、災害対策本部を設置し、事態に適切に対処する。

3 津波防御活動

市、大阪府及び近畿地方整備局は、津波の来襲が予想される場合は、連携して迅速に津波防御活動を実施する。

津波警報が発表されたときは、あらかじめ水門操作員に選任されている職員は、防潮扉等を管理・操作等し閉鎖を行い、管理者に対し閉鎖の報告をする。閉鎖後は直ちに避難場所に避難する。

第2 津波警報等の伝達

気象庁（大阪管区気象台）から発せられる津波警報等を、あらかじめ定めた経路により迅速に伝達する。

1 気象庁が発表する津波警報等

(1) 津波警報及び注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の 発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合。	10メートル超 (10m<予想高さ)	巨大
		10メートル (5m<予想高さ≤10m)	

		5メートル (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下の場合。	3メートル (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1メートル (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

- (注) 1. 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。
2. 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
3. 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。
4. 地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。
5. 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような「巨大地震」の場合、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」と発表する。
6. 「巨大地震」の場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。
7. 津波による災害の恐れがない場合には、「津波の心配のない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
8. 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、大津波警報又は津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
9. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
10. 大津波警報については、津波特別警報に位置付ける。ただし、発表時には「大津波警報」として発表する。

(2) 津波予報

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2メートル未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表

	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
--	---	--

(3) 津波情報の種類

情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(4) 緊急地震速報

ア 発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（大阪府南部））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

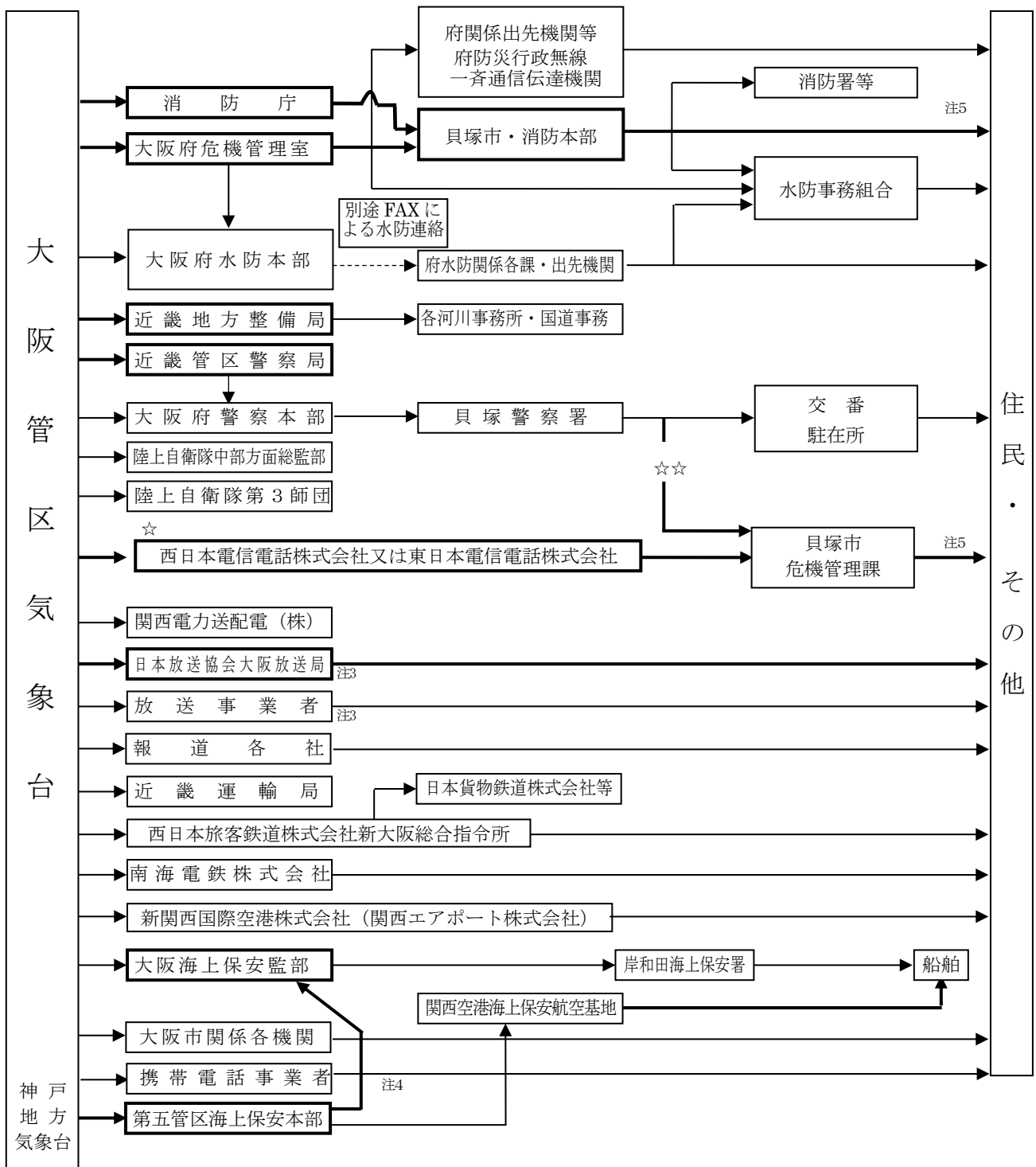
注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

イ 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

2 津波警報等の関係機関への伝達経路



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、大津波警報、津波警報、同解除（津波注意報）の場合のみ。
 ☆☆印は、大津波警報、津波警報、津波注意報のみ。
 3 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。
 4 緊急速報メールは、大津波警報、津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
 5 大津波警報は市から住民等への周知の措置が義務付けされている。(気象業務法第15条の2)

第3 住民への周知

市は、防災行政無線、広報車、おおさか防災ネットの防災情報メールや携帯電話事業者が提供する緊急速報メールによる配信、テレビの文字放送などの利用、海水浴場での津波フラッグ等の活用や、自主防災組織などの住民組織と連携するなど、住民、要配慮者利用施設の管理者等に対してあらゆる手段をもって予警報を伝達するとともに、必要に応じて、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第4 避難対策等

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、貝塚警察署及び岸和田海上保安署と協力して、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

1 避難指示

市は、次のいずれかの場合、住民や釣り人、海水浴客などの観光客等に対して、速やかに的確な避難指示を行うとともに、高台などの安全な場所に誘導する。

(1) 大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知したとき。

(ただし、津波注意報については、漁業従事者や港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、基本的には海岸堤防等より海側の地域を対象とする。)

(2) 強い揺れ（震度4程度以上）もしくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合

2 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

第5 水防活動

水防管理団体（市）は津波の来襲が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

(1) 招集体制を確立する。

(2) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。

(3) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに、水防作業を開始するとともに、水防施設の管理者に報告する。

(4) 水防に必要な資機材の点検整備を行う。

(5) 大津波警報・津波警報・注意報を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により知ったときは、水位の変動を監視し、水門操作員は的確に防潮扉等の閉鎖を行う。

(6) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

(7) 水門操作員は自身の避難時間を確保し、自己の安全に留意したうえで行うこと。

第6 ライフライン・放送事業者の活動

ライフライン及び放送に関わる事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

1 上下水道

市及び大阪府、大阪広域水道企業団は、水道・工業用水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行う。また、津波による河川への塩分遡上に関しては事前の情報収集に努め、その影響を最小限に留められるよう措置を行う。

2 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保するものとする。

3 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社

利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施するなど、必要な措置を講じるものとする。

4 西日本電信電話株式会社関西支店、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じるものとする。

5 放送事業者（日本放送協会及び民間放送事業者）

日本放送協会及び民間放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

- (1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者、住民等に対しては、大きな揺れを感じたとき、津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- (2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者、住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じるものとし、その具体的な内容を定めるものとする。

第7 交通対策

1 道路

市、大阪府公安委員会及び貝塚警察署は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行うものとする。

2 岸和田海上保安署

- (1) 岸和田海上保安署は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。
- (2) 岸和田海上保安署は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。
- (3) 岸和田海上保安署は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。
- (4) 岸和田海上保安署は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他の船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- (5) 港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努めるものとする。
- (6) 市及び岸和田海上保安署は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講じることとし、津波ハザードマップをモデルとして予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、その具体的な内容を定めることとする。

3 鉄道事業者

鉄道事業者は、列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止するものとする。

4 乗客等の避難誘導等

バス事業者は、乗客の安全を確保するため避難誘導計画を定めるものとする。

第2章 風水害応急対策

第1節 気象予警報等の伝達

市、大阪府及び防災関係機関は、大阪管区气象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講じるものとする。（法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条）

第1 気象予警報等

1 大阪管区气象台の発表する予警報等

大阪管区气象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

(1) 警報及び注意報

警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。貝塚市においては、警報・注意報は、気象要素が次に示す表の基準に達すると予想される場合に発表される。

【警報・注意報発表基準一覧表】

発表官署			大阪管区気象台			
府県予報区			大阪府			
一次細分区域			大阪府			
市町村等をまとめた地域			泉州			
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	126		
	洪水		流域雨量指数基準	津田川流域=11.5、近木川流域=13.9、見出川流域=9.1		
			複合基準*1	近木川流域=(7, 13.2)		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s		
			海上	25m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s雪を伴う		
			海上	25m/s雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm		
			山地	12時間降雪の深さ20cm		
波浪		有義波高	3.0m			
高潮		潮位	2.2m			
注 意 報	大雨		表面雨量指数基準	9		
			土壌雨量指数基準	98		
	洪水		流域雨量指数基準	津田川流域=9.2、近木川流域=11.1、見出川流域=7.2		
			複合基準*1	津田川流域=(8, 7.7)、近木川流域=(7, 10)、見出川流域=(5, 7.2)		
	強風	平均風速	陸上	12m/s		
			海上	15m/s		
	風雪	平均風速	陸上	12m/s雪を伴う		
海上			15m/s雪を伴う			

	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm
			山地	12時間降雪の深さ10cm
注 意 報	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	1.5m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%		
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨*2		
	低温	最低気温-5℃以下		
	霜	4月15日以降の晩霜最低気温4℃以下		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上 山地40cm以上 気温：－2℃～2℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

*1：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

*2：気温は大阪管区気象台の値。

【解説】

- 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- 表中において、貝塚市で現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で示している。
- 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、貝塚市の域内において単一の値をとる。また、土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には貝塚市の域内における基準値の最低値を示している。
- 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(2) 特別警報

【気象等に関する特別警報の発表基準表】

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合（警戒レベル5に相当）	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合（警戒レベル4に相当）
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）雨に関する貝塚市の50年に一度の値は次のとおりである。

48時間降水量：381mm、3時間降水量：137mm、土壌雨量指数：237mm

上記の数値は貝塚市の平均値。なお、個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意

(3) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風その他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。

2 気象予警報等の関係機関への伝達経路

〔別図1〕（P.111）の伝達経路による。

3 水防警報

大阪府は、管理河川及び海岸のうち、洪水又は高潮により重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川及び海岸について、洪水又は高潮のおそれがあると認めるときは水防警報を行う。

〔別図2〕（P.112）の伝達経路による。

4 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、大阪府知事に通報する。大阪府知事は、通報を受けた内容を市長に伝達する。

第2 土砂災害警戒情報

1 大阪府及び大阪管区気象台は、大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。

また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。

市長は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示の発令等必要な措置を講じる。

- 2 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路は、[別図3]（P.112）による。

第3 防災関係機関の情報収集・伝達方法

防災関係機関は、前記の気象警報及び災害に関する情報の系統によって、次のように収集伝達を行うものとする。

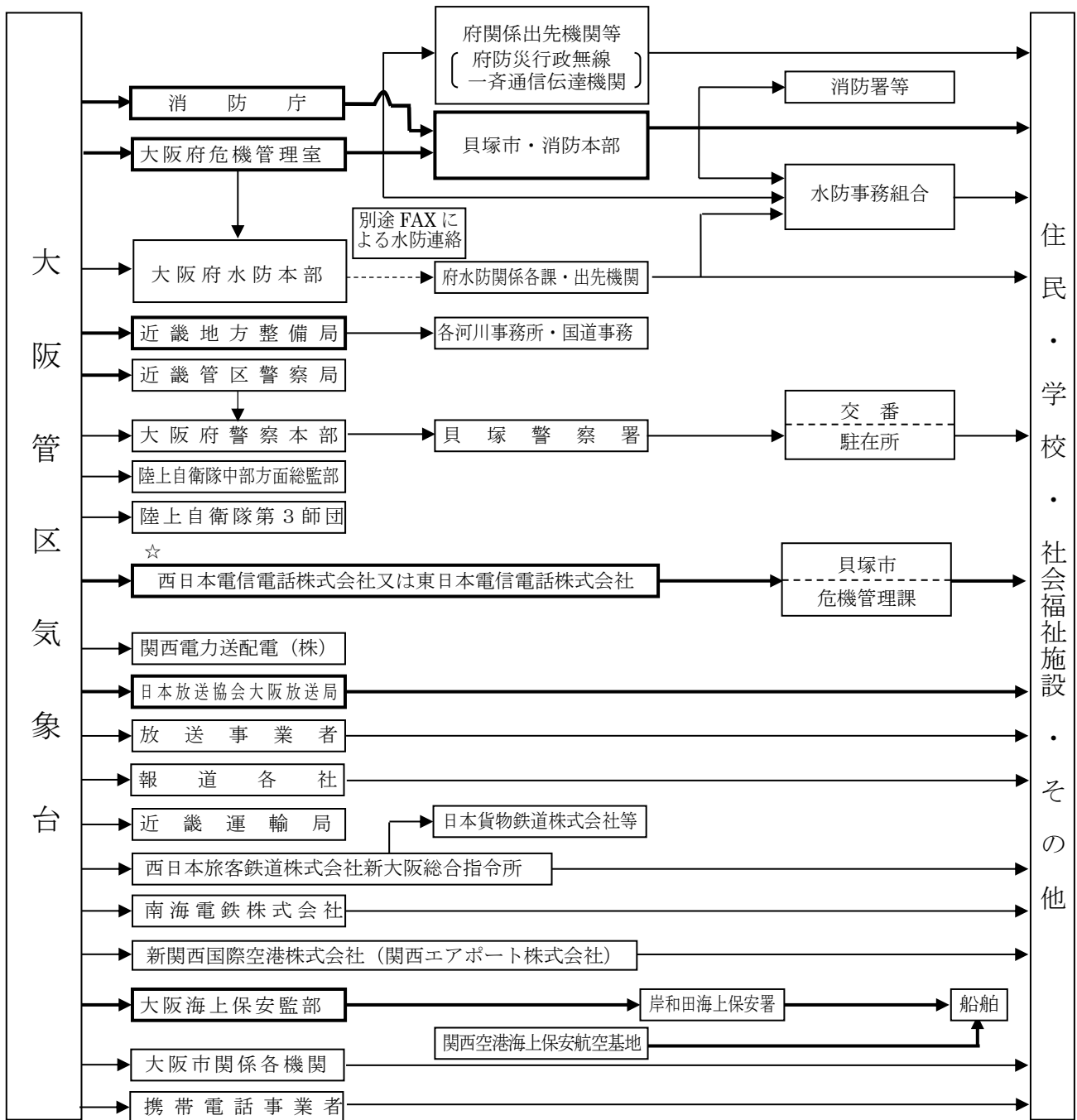
気象予警報等の収集

- (1) 気象台の発表する気象予警報等は、大阪府防災行政無線又は大阪府防災情報システムを通じ速やかに収集する。
- (2) 気象予警報等については防災行政無線（同報系）の放送により情報を伝達する。
- (3) テレビ、ラジオ放送等による気象放送により注意し、予警報等の情報収集に努める。
- (4) 水防法に基づく水位の状況、異常現象発見者の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、速やかに応急対策を行う。

第4 住民への周知

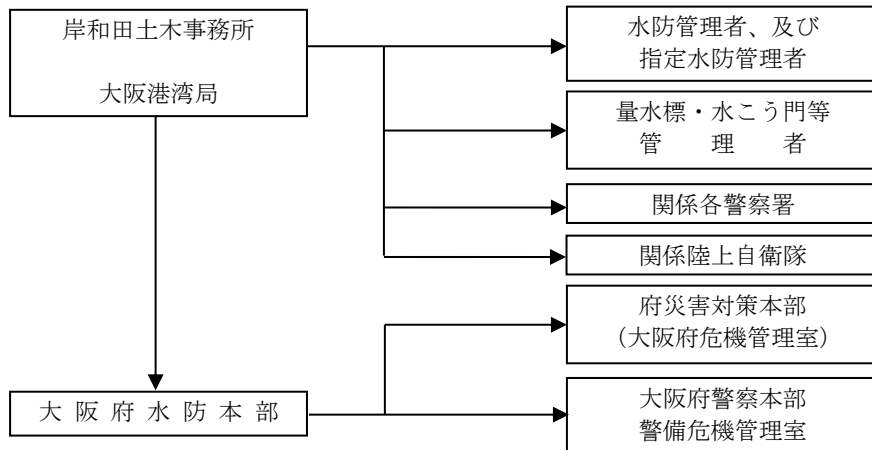
- 1 大阪府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図り、必要に応じて緊急警報放送を要請する。
特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。
- 2 市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。また、防災行政無線、広報車などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織、町会・自治会など住民組織と連携して、住民、要配慮者利用施設の管理者等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。また、周知にあたっては避難行動要支援者に配慮する。
- 3 道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲をあらかじめ指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

〔別図1〕【気象予警報等の関係機関への伝達経路】

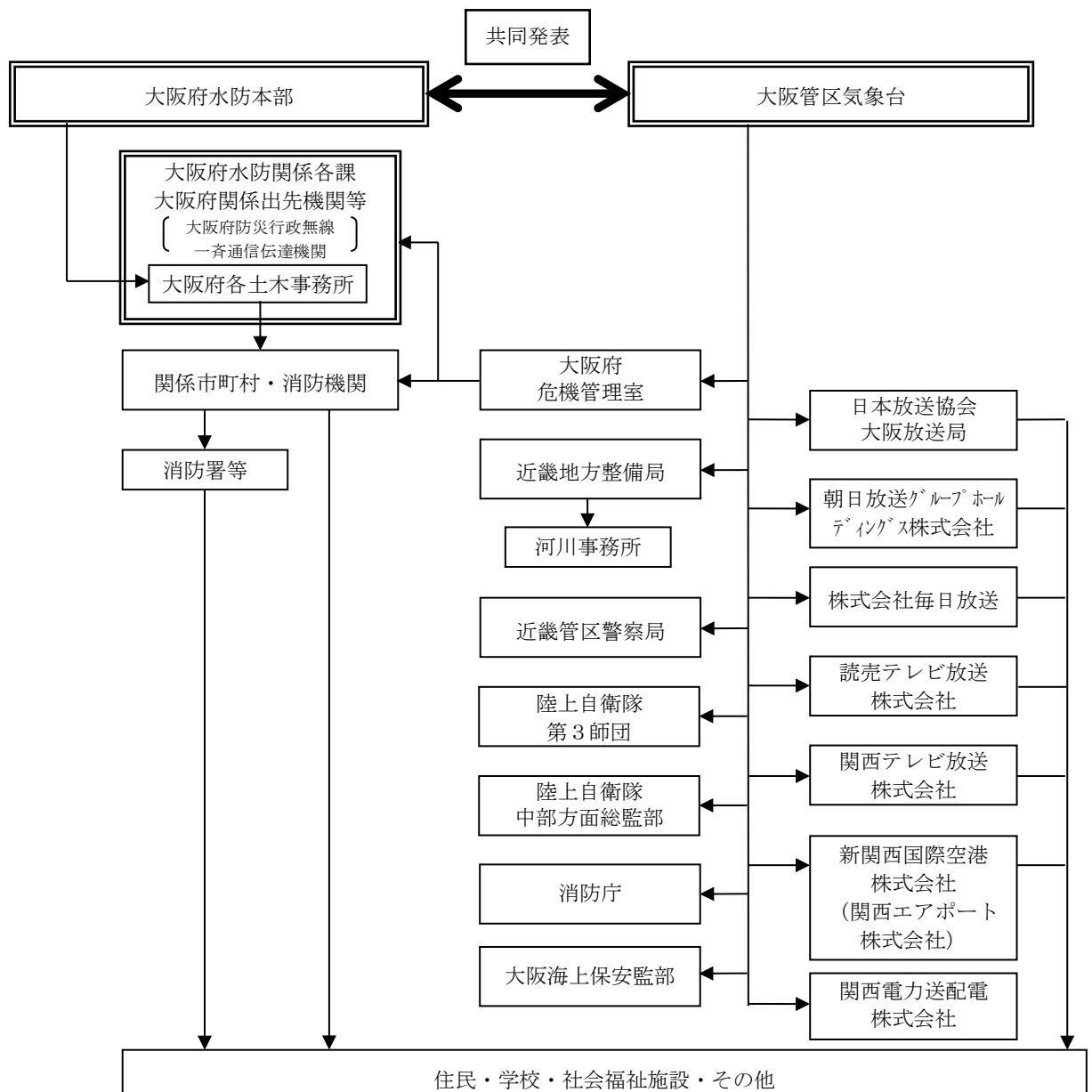


- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、特別警報、警報のみ。
 3 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表された時に、気象台から、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
 4 特別警報は市から住民等への周知の措置が義務付けられている。（気象業務法第15条の2）

〔別図2〕【知事が発表する水防警報伝達経路】



〔別図3〕【土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路】



第2節 組織・職員の動員体制

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

第1 市の組織体制

1 災害警戒本部

市長は、次の基準により、災害警戒本部を設置し、又は廃止する。

(1) 設置基準

- ア 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれが高まったとき。
- イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。

(2) 廃止基準

- ア 災害発生のおそれが解消したとき。
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。
- エ その他市長が適当と認めたとき。

(3) 所掌事務

- ア 情報の収集・伝達に関すること。
- イ 職員の配備に関すること。
- ウ 災害対策本部の設置に関すること。
- エ その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること。

2 災害対策本部

市長は、次の基準により、災害対策本部を設置し、又は廃止する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。
- イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。

(2) 廃止基準

- ア 災害応急対策が概ね完了したとき。
- イ 災害対策本部長が適当と認めたとき。

(3) 本部の所掌事務

- ア 情報の収集・伝達に関すること。
- イ 職員の配備に関すること。
- ウ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること。
- エ 大阪府が現地災害対策本部を設置した場合、その連携に関すること。
- オ その他災害対策に関する重要な事項の決定に関すること。

第2 職員の動員配備体制

市は、災害が発生した場合又は災害の発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

区分	配 備 時 期	配 備 体 制	参 集 職 員
事前配備	ア 災害発生のおそれがある気象予警報等により、情報収集活動の必要があるとき	就業中に情報収集活動を実施し、今後の方針を決定したり、警戒配備の準備をする体制 (基本的に夜間・休日にこの体制をとることはない)	・都市整備部長 ・上下水道部長 ・危機管理部 (全員) ・道路整備課 (課長) ・農林課 (課長) ・下水道推進課 (課長)
	イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき		
警戒配備	ア 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき	災害を防御するため、情報収集活動を実施し、物資、資機材の点検整備を行うとともに、警戒活動及び応急予防措置等を行う体制	・都市整備部長 ・上下水道部長 ・危機管理部 (全員) ・道路整備課・建築住宅課・農林課 ※1 ・上下水道総務課 (下水道担当)・浄水課・下水道推進課 ※1
	イ 各種気象警報が発表されたとき …自動配備		
	ウ その他必要により市長が当該配備を指令するとき		
非常事前配備	ア 災害発生のおそれが高まると見込まれるとき	災害警戒本部の設置準備を行う体制	・副市長 (危機管理部所管) ・全部長 ・警戒配備部課員 ・教育総務課 ※1 ・その他 自宅待機※2
	イ 高齢者等避難を発令する可能性が高まったとき		
	ウ その他必要により市長が当該配備を指令するとき		
非常配備	ア 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれが高まったとき	小規模の災害応急対策を実施する体制 (災害警戒本部)	・副市長 (危機管理部所管) ・副市長 (危機管理部所管外) ・教育長 ・全部長 ・非常事前配備部課員 ・その他 自宅待機※2
	イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき		
非常特別配備	ア 大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき	市の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制 (災害対策本部)	・市長 ・副市長 (危機管理部所管) ・副市長 (危機管理部所管外) ・教育長 ・部課全員
	イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき		

※1 道路整備課、建築住宅課、農林課、上下水道総務課 (下水道担当)、浄水課、下水道推進課、教育総務課にあつては各課の防災体制配備マニュアルによる。

※2 風水害発生時の職員配備に関しては、参集時期の自己判断が困難であると考えられるので、非常配備以降は随時、指示によるものとする。

第3節 警戒活動

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

第1 気象観測情報

市は、大阪府と連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒態勢をとる。また、市、大阪府をはじめ関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

第2 水防警報等

知事が指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合、知事は、水防活動が必要とする旨の警報を発表する。（水防法第16条第1項）

1 知事が発表する水防警報

知事が指定する河川において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、水防警報を発表し、関係水防管理者に通知するとともに、大阪府水防本部に通知する。（対象河川：津田川・近木川・見出川）

2 水防情報

大阪府水防本部長（知事）は、現地指導班長からの報告等により、自ら掌握した情報もあわせて、関係水防管理者に通知する。

3 関係機関への伝達経路

〔別図2〕（P.112）の伝達経路による。

第3 水防活動

市は、本市域内において洪水、雨水出水又は高潮による災害の発生が予想される場合は、迅速に水防活動を実施する。

（1）水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。

（2）重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに、水防作業を開始するとともに、水防施設の管理者に報告する。

ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等

イ 堤防からの越水状況

ウ 樋門の水漏れ

エ 橋梁等構造物の異常

オ たため池の流入水・放出水の状況、堤体の異常等

- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を実施する。
- (4) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。
- (5) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

第4 土砂災害警戒活動

市及び大阪府は、豪雨等によって生じる土砂災害に備える。

- 《資料編 2-25 土砂災害に関する危険箇所一覧》
- 《資料編 2-26 土砂災害防止法に基づく指定区域一覧》
- 《資料編 2-28 山地災害危険地区一覧》

第5 ライフライン等警戒活動

ライフライン及び放送に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備えて、気象情報等の収集に努め、応急対策要員及び資器材の確保を行うなど、必要に応じて警備、警戒体制をとる。

1 事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

- (1) 水道（市上下水道部、大阪広域水道企業団）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資器材の確保
- (2) 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資器材の確保
- (3) ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資器材の点検、整備、確保
 - ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋りょう架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検
- (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）
 - ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
 - イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
 - ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
 - エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
 - オ 防災のために必要な工事用車両、資器材の準備
 - カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
 - キ その他安全上必要な措置

2 放送事業者（日本放送協会及び民間放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備及び点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

第6 交通等警戒活動

交通に関わる事業者又は交通施設の管理者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備えて、気象情報等の収集に努め、応急対策要員及び資機材の確保を行うなど、必要に応じて警備警戒体制をとる。

1 鉄道施設

鉄道施設の管理者は、各社であらかじめ定めた基準により列車等の緊急停止、運転の見合わせもしくは速度制限を行い、利用者への適切な周知を図るとともに、必要に応じて利用者を安全な場所に避難誘導する。

2 道路施設

市をはじめ道路管理者は、状況に応じて通行の禁止、制限を行い、交通の混乱を防止するため迂回、誘導等適切な措置を講じる。

第7 在港船舶避難活動及び流木防止活動

関係機関は、連携して暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備えるとともに、港湾・河川において高潮等によって生じる係留木材の流出事故に備える。

第3章 災害情報等の収集・伝達

第1節 発災直後の情報収集伝達

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の精度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 市における情報収集伝達

災害発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、大阪府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

1 被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、大阪府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 消防機関への通報状況
- (2) 貝塚警察署からの情報（通報状況等）
- (3) 防災関係機関からの情報
- (4) 自主防災組織、住民等からの情報
- (5) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (6) 庁舎周辺の状況
- (7) その他

2 災害情報の収集・伝達

警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、大阪府、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

なお、市が報告を行うことができなくなったときは、大阪府職員の派遣やヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、大阪府が一元的に集約、調整を行うとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と大阪府等が連携のうえ、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。その際、大阪府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は大阪府に連絡するものとする。

当該情報が得られた際は、大阪府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、

直ちに消防庁へ報告する。人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行う。安否不明者等の氏名等は、救助活動の円滑化につながると大阪府が判断する場合、市又は他関係機関から得た情報を基に、すみやかに安否不明者の氏名公表を行う。

- (1) 災害の発生場所、区域等
- (2) 住民の生命財産の安否の状況及び住民の避難の状況
- (3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ
- (4) 建物、道路、鉄軌道、空港、河川、砂防、港湾、農地、ため池、山林等の被害の状況
- (5) 水道・工業用水道、下水道、ガス、電気、通等の被害状況
- (6) 消防、水防等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否
- (9) 孤立集落におけるライフラインの途絶・復旧状況、備蓄状況、要配慮者の有無
- (10) その他

3 大阪府及び国への報告

被害状況等の報告は、法第 53 条第 1 項により、大阪府に対して行う（大阪府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。ただし、地震が発生し、市域内で震度 5 強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに大阪府に災害確定報告を行う。なお、大阪府への報告は、原則として大阪府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、大阪府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 40 条に基づく災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号)、及び火災・災害等即報要領(昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号)により、大阪府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を大阪府に加え消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告する。

また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

また、行方不明者として把握したものが、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

《資料編 3-1 被害報告様式》

第2 情報収集伝達経路

市は、自ら管理する施設等に係る被害情報等を収集伝達するほか、防災関係機関と協力し、被害情報等の収集伝達を行う。

市は、被害情報等を取りまとめ大阪府に報告する。

第3 通信手段の確保

- 1 市、大阪府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用を図るとともに、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用もしくは徒歩）等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。
- 2 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。
- 3 西日本電信電話株式会社は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

第4 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、貝塚警察署、岸和田海上保安署に通報する。

通報を受けた貝塚警察署又は岸和田海上保安署は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ大阪管区气象台、大阪府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

1 地震

堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動、津波の前兆である海面の急激な変動など

2 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの越水、堤防の天端の亀裂又は沈下など

3 土砂災害

(1) 土石流

山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在など

(2) 地すべり

地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出しなど

(3) がけ崩れ

わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下など

(4) 山地災害

わき水の量の変化（増加又は枯渇）、山の斜面を水が走るなど

第2節 災害広報

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて、提供する。

第1 災害広報

市及び防災関係機関は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

1 広報の内容

- (1) 台風接近時の広報
 - ア 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況
 - イ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
 - ウ 鉄道等の交通機関の運行情報の収集等
- (2) 地震発生直後の広報
 - ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波情報（津波の規模、到達予想時刻等）・気象の状況
 - イ 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - ウ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
 - エ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起など
- (3) 風水害発生直後の広報
 - ア 気象等の状況
 - イ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
 - ウ 土砂災害（二次的災害）の危険性など
- (4) その後の広報
 - ア 二次災害の危険性
 - イ 被災状況とその後の見通し
 - ウ 被災者のために講じている施策
 - エ ライフラインや交通施設等の復旧状況
 - オ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報
 - カ 交通規制情報
 - キ 支援物資等の取扱い

2 広報の方法

- (1) 広報紙の内容変更・臨時発行
- (2) 広報車による現場広報
- (3) 市防災行政無線（同報系）による地区広報

- (4) 指定避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
- (5) 新聞、ラジオ及びテレビによる広報
- (6) インターネットの活用
- (7) ケーブルテレビ等への情報提供
- (8) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報

3 災害時の広報体制

- (1) 災害広報責任者による情報の一元化
- (2) 広報班の設置

第2 報道機関との連携

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

1 報道機関への情報提供

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

2 避難行動要支援者に配慮した広報

広報にあたっては、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した広報を行うよう努める。

第3 広聴活動の実施

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう積極的に広聴活動を実施する。

1 相談窓口の開設

災害の状況により本部長が必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を市災害対策本部に開設し、相談、問合せ、受付等の業務を行う。

2 相談窓口の推進体制

- (1) 相談窓口では、当該災害についての電話や住民対応全般について実施するものとし、必要に応じ、関係職員を派遣するほか、防災関係機関の協力を得るものとする。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じ住民へ周知する。

3 広聴内容の処理

相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係部又は関係機関へ連絡する。

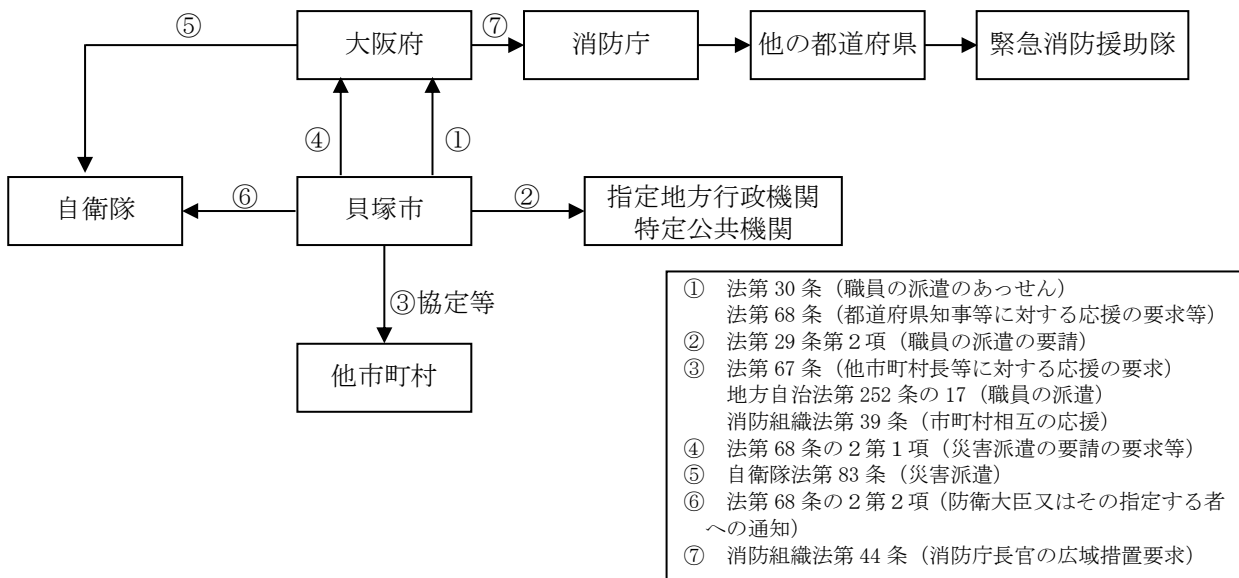
第4章 応援の要請・受入れ・支援

第1節 広域応援等の要請・受入れ・支援

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生し、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに大阪府、災害相互応援協定市、他市町村、自衛隊、その他防災関係機関等に対し応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助等、応急対策に万全を期する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して支援を行う。なお、市が職員を派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

【応援体系図】



第1 応援の要請

市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に係関係機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

1 応援要請基準

本市域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- (1) 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- (2) その他応急措置の実施において必要があると認めるとき。

2 知事に対する応援要請

法第 68 条に基づき、知事に対して文書により応援要請を行う。ただしそのいとまがない場合には、大阪府防災行政無線又は電話等により行う。なお、事後、速やかに文書を提出する。

N T T 回線	06-6944-6022(直通)	06-6944-6022 (夜間)
	06-6941-0351(代表)	FAX 06-6944-6654
大阪府防災行政無線	19-200-4871	庁内内線電話により通信の場合
	220-8920	防災専用電話により通信の場合
	FAX 19-220-8821	

3 他市町村に対する応援要請

法第 67 条に基づき、他市町村長に対して文書により応援要請を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により行い、事後、速やかに文書を提出する。

4 応援にあたっての要請事項

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

第2 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策又は復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応できない場合は、大阪府、他市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請する。

1 大阪府、他市町村又は指定地方行政機関に対する派遣要請

法第 29 条又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定により職員の派遣を要請する。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載し、文書で行うものとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 職員派遣のあっせんの要請

市長は、法第 30 条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行うものとする。

- (1) 派遣のあつせんを求める理由
- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

3 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、法第32条及び第92条並びに同法施行令第17条から第19条に定めるところによるものとする。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、大阪府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を要求するときは、大阪府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は大阪府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

第4 広域応援等の受入れ

市長は、広域応援等を要請した場合、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、貝塚警察署等と連携し被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

応援部隊（団体・個人）との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区气象台等は、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対

策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行うとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、受援体制の充実・強化を図る。

第6 応急対策職員派遣制度に基づく支援

総務省は、大阪府及び市と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

市及び大阪府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第7 関係機関の連絡調整

内閣府は、大阪府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。

大阪府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

第8 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、大阪府、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第2節 自衛隊災害派遣の要請・受入れ

市長は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第1 市長の派遣要請要求

1 市長及び防災関係機関の長が、自衛隊の応援を必要とする事態が発生し、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求する場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、大阪府防災行政無線又は電話等により行い、事後速やかに知事に文書を提出する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

《資料編 3-2 自衛隊派遣要請様式》

2 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

区 分		通信手段の別	電 話 等
陸 上	第3師団 第37普通科連隊 (信太山駐屯地)	N T T	0725-41-0090 内線:236~239、429 内線FAX:421
		大阪府防災行政無線	19-825-8900 FAX:19-825-8800
	第3師団 (千僧駐屯地)	N T T	072-781-0021 内線3734~5、内線FAX:3724
		大阪府防災行政無線	19-823-8900 FAX:19-823-8800
海 上	阪神基地隊	N T T	078-441-1001
	呉地方総監部	N T T	0823-22-5511

第2 自衛隊の自発的出動基準

自衛隊の災害派遣は、大阪府知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つこ

となく自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する場合がある。

この場合は、自衛隊の連絡員等により、大阪府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集する必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長等から災害に関する通報を受け、又は自ら収集した情報等から直ちに救援措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 海難事故の発生、運行中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他上記(1)から(4)までに準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第3 派遣部隊の受入れ体制

- (1) 連絡所の設置及び連絡担当者の指名

市長は、自衛隊から派遣された連絡員のための連絡所を設置し、派遣部隊との連絡調整のため、市の職員のうちから現地連絡担当者を指名する。

- (2) 資機材等の整備

自衛隊の災害派遣を受けた防災関係機関は、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

- (3) 臨時ヘリポート等の準備

市は、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第4 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

1 被害状況の把握

車両、航空機の使用等、状況に適した手段により、被害状況を把握する。

2 避難の援助

避難命令等が発令され、安全面の確保等の必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 行方不明者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。

6 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対して、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

第5 撤収要請

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認める場合は、大阪府知事に対して、自衛隊の撤収を要請する。

第5章 消火、救助、救急、医療救護

第1節 消火・救助・救急活動

市、大阪府、貝塚警察署、岸和田海上保安署及び自衛隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火及び救助・救急活動を実施するものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 市

1 災害発生状況の把握

市は、被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

2 応急活動

(1) 消火活動

ア 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

イ 延焼動態から、避難者に火災危険が及ぶおそれがある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(2) 救助・救急活動

ア 貝塚警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の搜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

イ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

3 相互応援

(1) 市は、単独では十分に消火及び救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、大阪府、他の市町村などに応援を要請する。

(2) 市は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、速やかに応援を行う。

(3) 海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、岸和田海上保安署に応援を要請する。

第2 各機関による合同調整所の設置

市、消防本部、大阪府、貝塚警察署、岸和田海上保安署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動地域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

第3 自主防災組織

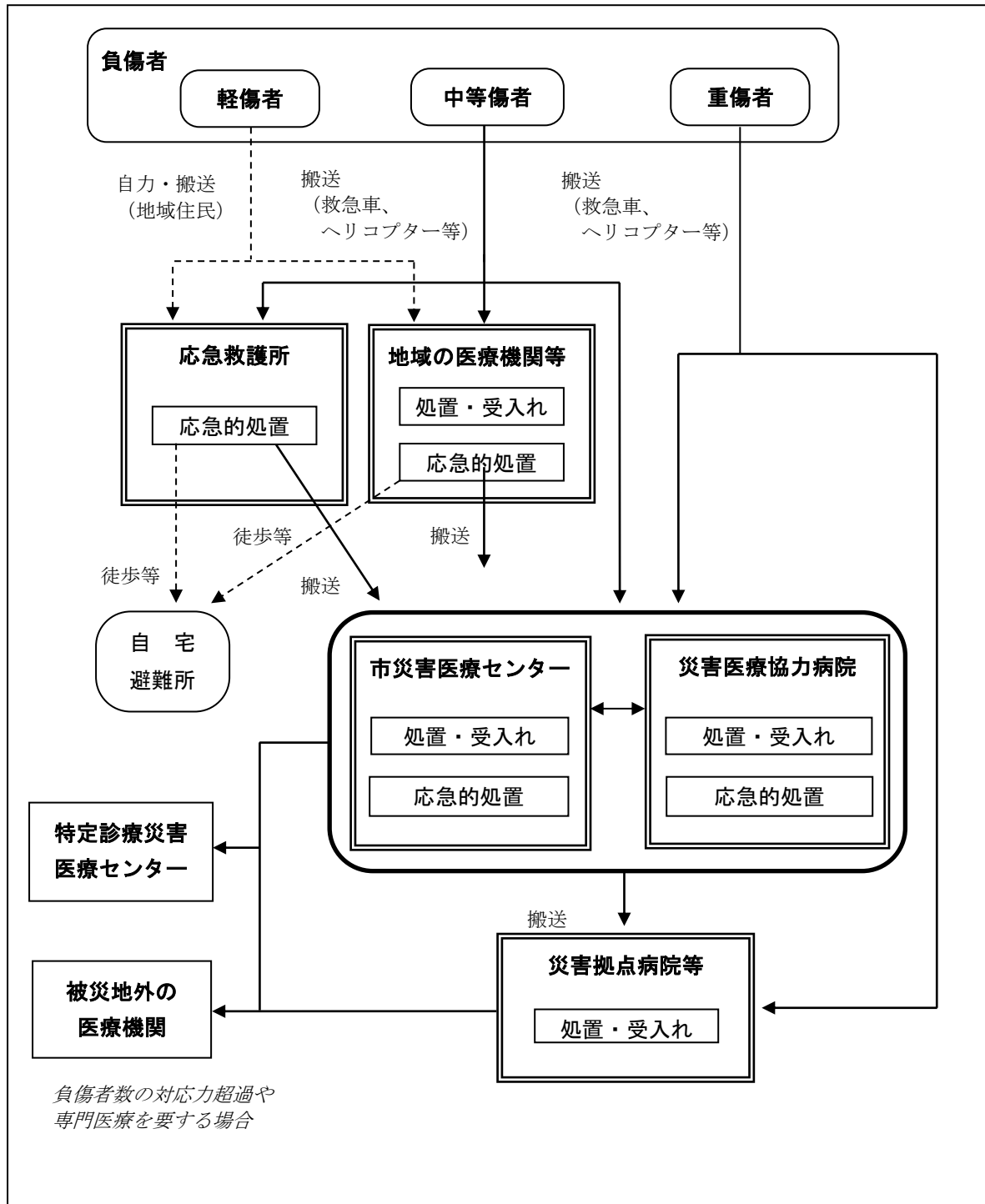
地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火及び救助・救急活動を実施する。

第2節 医療救護活動

市、大阪府及び医療関係機関は、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施するものとする。また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

次に、災害時の医療救護活動における負傷者対応の概括的な流れを示す。

【負傷者対応の概括的な流れ】



第1 医療情報の収集・提供活動

市は、(一社)貝塚市医師会、大阪府岸和田保健所等の協力を得て、人的被害、医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに大阪府へ報告する。また、住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

《資料編 2-5 市内医療機関一覧》

大阪府は、市からの報告、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び大阪府防災行政無線等を用いて被害状況、活動状況、被災地ニーズ及び患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市など関係機関及び住民に提供する。また、必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

第2 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

市は、災害の状況に応じ速やかに医療救護班を編成する。なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

市は、災害発生後、直ちに医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。市単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、(一社)貝塚市医師会、大阪府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。なお、(一社)貝塚市医師会への要請は、「災害時における医師の救急医療に関する協定」に基づき行うものとする。

(2) 医療救護班の搬送

ア 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

イ 市及び大阪府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び大阪府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 救護所の設置・運営

ア 市等は、災害現場付近に応急救護所を設置・運営するとともに、避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し、運営する。

イ 医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

(4) 医療救護班の受入れ・調整

市は、保健・福祉合同庁舎に医療救護班の受入れ窓口を設置し、大阪府岸和田保健所(保健所内に地域災害医療本部が設置された場合は、地域災害医療本部を指す。)及び大阪府災害医療コーディネーターの支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に派遣される医療救護班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

市、大阪府及び各医療関係機関等から派遣される診療科目別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

- ア 患者に対する応急処置
- イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

(3) 現地医療活動の継続

大阪府は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）を活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

第3 後方医療対策

1 後方医療の確保

大阪府は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、医療関係機関と協力して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）から得られる情報等をもとに、被災を免れた府下全域の災害医療機関で患者の受入れ病床を確保する。さらに必要に応じて、他府県等にも患者の受入れ病床の確保を要請する。

また、大阪府は確保した受け入れ病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

2 後方医療活動

応急救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため、継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ、治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市等は、災害拠点病院及び市災害医療センターと連携し、広域災害・救急医療情報システム

(E M I S)等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。救急車が確保できない場合は、市及び大阪府が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

市は、必要がある場合、大阪府に対してヘリコプターによる搬送を要請する。

大阪府は、市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ヘリコプターを保有する関係機関に要請する。

ウ 海上搬送

大阪府は、所有する船舶あるいは必要に応じて岸和田海上保安署等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

3 災害医療機関の役割

(1) 大阪府災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院は、下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害拠点病院間の調整及び大阪府内の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣調整を行う。

イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- (ア) 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷、溺水等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- (イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の受入れ・派遣及びこれに係る調整
- (ウ) 地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援
- (エ) 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- (オ) 地域医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

ウ 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- (ア) 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- (イ) 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- (ウ) 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- (エ) 疾病に関する情報の収集及び提供

(2) 市災害医療センター（市立貝塚病院）

市災害医療センターは、次の活動を行う。

ア 市の医療拠点としての患者の受入れ

イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

(3) 災害医療協力病院（救急告示病院）

災害医療協力病院は、災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

第4 医薬品等の確保・供給活動

市は、「災害対策用物品の備蓄に関する協定」に基づき、貝塚市薬剤師会に対して医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達への協力を要請するとともに、医療関係機関に働きかけ、医薬品等の確保に努める。また、不足が生じた場合は、大阪府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

市及び大阪府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病及び心のケアについては、連携をとりながら特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第6章 避難行動

第1節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講じるとともに、避難を必要とする住民を受入れるため、指定避難所を開設する。

その際、市は危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、市が定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を発令する。避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

なお、大阪府は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

1 緊急安全確保、避難指示

実施責任者	災害の種類	要 件	根 拠 法
市 長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	法第60条
知 事	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるとき。	法第60条
警 察 官 海上保安官	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	法第61条
警 察 官	災害全般	人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条

知事又はその命を受けた職員	洪水、津波、高潮	洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者	洪水、津波、高潮	洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条

(1) 避難指示等の発令判断に関する留意事項

市長は、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに大阪府知事に報告する。

また、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・大阪府知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

さらに、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し（災害時優先電話等）、又はインターネットを利用した情報（緊急速報メール等）の提供を行うことを電気通信事業者等に求める。

(2) 避難指示等の解除

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

2 洪水、高潮、土砂災害による高齢者等避難の発令

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報発令の判断・伝達マニュアル」等に基づき、高齢者等避難を発令・伝達する。また、避難行動要支援者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

3 住民への周知

市長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール、テレビの文字放送などにより周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

また、市及び大阪府は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよ

うに努める。

《資料編 2-13 指定緊急避難場所一覧》

《資料編 2-15 指定避難所一覧》

第2 避難者の誘導

1 市

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

また、住民の避難誘導に際し、貝塚警察署の協力を得るとともに、自主防災組織や町会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行うように努め、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮するものとする。

2 学校園、病院等の施設管理者

学校園、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

3 避難路の確保

市、大阪府、貝塚警察署及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第3 広域避難

1 大阪府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等を踏まえ、市域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、大阪府内の他の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 大阪府外への広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては、大阪府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、大阪府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村と協議することができる。

大阪府は、市から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市から求めがあった場合は適切な助言を行う。

第4 避難者の運送

市は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、大阪府を通じて、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請する。

第5 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

- (1) 市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(法第63条)
- (2) 知事は、市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。(法第73条)
- (3) 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。(法第63条)
- (4) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定する。法第63条)
- (5) 消防吏員又は消防団員は、火災の現場又は水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定する。(消防法第23条の2、第28条、第36条、水防法第21条)

2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立ち入り禁止の措置を講じるとともに、貝塚警察署の協力を得て、可能な限り防犯及び防火のためのパトロールを実施する。

第2節 指定避難所の開設・運営

市は、災害が発生したとき、指定避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定し、開設する。

大阪府は、市を支援するため、要請等に基づき、施設の確保や避難者の移送等を行う。

第1 指定避難所の開設

市は、災害の規模を踏まえ、必要な指定避難所を当初から開設するよう努める。この際、指定避難所だけでは施設が不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

市長は、避難が必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに指定避難所を管理するための責任者を派遣し、避難所運営マニュアルに基づき指定避難所を開設する。緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

建築物・設備の損傷状況を把握する調査を実施した結果、指定避難所の使用が危険だと判断される場合、又は判断が困難な場合には本部長に対応を要請する。また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、大阪府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に大阪府に報告するよう努める。併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して、指定避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

《資料編 2-15 指定避難所一覧》

第2 福祉避難所の開設

市は、避難行動要支援者等が必要な生活支援を受けられる等、安心して避難生活ができる二次的な避難施設として福祉避難所を開設する。その際、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

《資料編 2-15 指定避難所一覧》

第3 指定避難所の管理・運営

市は、施設管理者等の協力を得て、指定避難所を管理、運営する。

また、避難所での生活に配慮が必要な者や、感染症に罹患した者などへの対策として、指定避難所内の分離可能なスペース等を利用するなど適切な対応に努める。

1 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - イ 現に災害を受けた者であること
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難指示が発せられた場合
 - イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる場合

2 指定避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な避難所運営を促すとともに、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理及び運営に努める。

- (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに大阪府への報告
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況、予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置等の状況の把握
- (5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保
- (6) 避難行動要支援者への配慮
- (7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド・パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施
- (8) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- (9) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）
- (10) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。
- (11) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会のほか、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- (12) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定める
- (13) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営については専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること。
- (14) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換を行う

- (15) 指定避難所運営組織への女性の参加、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (16) 女性及び子育て家庭のニーズや安全への配慮
 - ア 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置
 - イ トイレ・更衣室・入浴施設等、昼夜問わず安心して使用できる環境の整備（女性用と男性用施設の離隔、照明の増設等）
 - ウ 生理用品、女性用下着の女性による配布
 - エ 男女ペア等による巡回警備や防犯ブザーの配布、性暴力・DV防止の注意喚起のポスター掲示等による指定避難所における安全性の確保
 - オ 警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- (17) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策
 - ア 避難者の健康管理及び避難所の衛生管理
 - イ 十分な避難スペースの確保と適切なレイアウト
 - ウ 自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局と保健福祉担当部局における必要な情報の共有

3 避難所生活長期化に対応する環境整備

避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、避難所運営には特に次の事項に留意する。

- (1) 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備し強化する。
- (2) トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- (3) 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止）
- (4) 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、医師及び保健師による健康管理及び衛生管理を行う。
- (5) 避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- (6) 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

第4 広域一時滞在への対応

市は、災害の規模、避難者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の他市町村への受入れについては、当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、大阪府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、他の都道府県又は市町村から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

第5 指定避難所の早期解消のための取組み

- 1 市は、大阪府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、学校の再開に向けた諸準備や物資の供給、配分などの避難所の管理・運營業務に係る人員の効率化等を図るため、避難所の段階的な集約に努める。

- 2 市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った避難者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、大阪府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する避難者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

第3節 避難行動要支援者への支援

市及び大阪府は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

また、市は、指定避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、指定避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下等を防止するため、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）の派遣要請を行う。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

ア 高齢者等避難等の発令・伝達

市は、自然災害発生時に円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、高齢者等避難、避難指示等について、災害時において発令する。高齢者等避難として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報であり、その情報伝達について、特に配慮する。

イ 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

(2) 避難支援等関係者等の対応原則

ア 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて行う。

イ 避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(3) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援については、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。そのため、市は、避難支援等関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイムのある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求める。

2 避難行動要支援者の安否確認の実施

(1) 市は、災害発生直後には、避難行動要支援者名簿を活用し、町会（自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員会をはじめ、必要に応じて貝塚警察署、保健所等の協力を

得ながら、避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

(2) 市及び大阪府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(3) 市及び大阪府は、所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者、福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

3 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者等に対して、居宅、指定避難所、応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置する等、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者等に対して、居宅、指定避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、市及び大阪府は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市及び大阪府は、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者等については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、大阪府に報告するとともに必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、関係機関に要請する。

第7章 交通対策、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、救助・救急・消火、医療及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

また、貝塚警察署、道路管理者及び岸和田海上保安署は、災害が発生した場合又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

第1 陸上輸送

1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

市、大阪府、大阪府警察（貝塚警察署）及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」（本市域においては、国道26号及び府道大阪和泉南線）及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、大阪府警察（貝塚警察署）は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

大阪府警察（貝塚警察署）は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、市、大阪府及び道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

市、大阪府、大阪府警察（貝塚警察署）及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

ア 市、大阪府、道路管理者

(ア) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を市、大阪府及び貝塚警察署に連絡する。

(イ) 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、貝塚警察署と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(ウ) 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実

施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、貝塚警察署及び他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 大阪府警察（貝塚警察署）

(ア) 交通管制

被災区域への車両の流入抑制、緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(イ) 緊急交通路における交通規制の実施

「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。

また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講じる。

(5) 交通規制の標識等の設置

貝塚警察署及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(6) 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

大阪府は、必要に応じて社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

貝塚警察署は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

《資料編 2-6 緊急交通路》

2 緊急交通路の周知

市、大阪府、貝塚警察署及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 緊急通行車両の確認

大阪府公安委員会が法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、貝塚警察署等は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の大阪府公安委員会が法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、貝塚警察署等は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者及び港湾管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(1) 対象車両

次のいずれにも該当する車両

- ア 災害時において、防災計画に基づき、緊急輸送を行う車両、施設等の応急復旧を行う車両、その他の災害応急対策を実施するために使用する車両
- イ 指定行政機関等が所有し、もしくは指定行政機関等との契約により常時使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両
- ウ 車両の使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

(2) 事前届出済の車両の確認手続き

法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに大阪府公安委員会（貝塚警察署等）に緊急通行車両等の確認を行う。

(3) 災害発生後の届出手続き

法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けていない車両については、直ちに必要書類を大阪府又は大阪府公安委員会（貝塚警察署等）に持参し、緊急通行車両等として申請を行う。

(4) 緊急車両の標章及び証明書

緊急通行車両等の確認を受けた場合は、貝塚警察署等から証明書・標章を交付されるので、車両の前面の見やすい位置に貼付けて輸送を実施する。

《資料編 3-3 緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証》（※令和5年8月31日以前の関係書類）

《資料編 3-4 緊急通行車両確認申出書、緊急通行車両確認証明書》（※令和5年9月1日以降の関係書類）

4 輸送手段の確保

市は、日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会泉州支部など運送事業者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

5 輸送基地の確保

- (1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、大阪府及び関係機関に報告する。
- (2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

6 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第2 水上輸送

市及び大阪府は、大阪府警察、岸和田海上保安署、自衛隊及び近畿旅客船協会の協力を得て、必要に応じて緊急輸送活動を行う。また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

第3 航空輸送

1 輸送基地の確保

- (1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、大阪府に報告する。
- (2) 市及び大阪府は、大阪市消防局、大阪府警察、岸和田海上保安署、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

市及び大阪府は、大阪市消防局、大阪府警察、岸和田海上保安署、自衛隊、大阪航空局、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）の協力を得て、必要に応じて緊急輸送活動を行う。

第2節 交通の維持・復旧

道路、鉄軌道、港湾施設等の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるとともに、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持及び回復に努めるものとする。

第1 交通の安全確保

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに被害状況を調査し、被害が生じた場合には、その状況を市、大阪府及び関係機関に報告する。

2 各施設管理者における対応

(1) 道路施設（市、大阪府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社）

ア 地震の場合は、あらかじめ定めた基準により、貝塚警察署等と連携し通行の禁止又は制限を実施する。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署及び貝塚警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

(2) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社及び水間鉄道株式会社）

ア 地震の場合は、各社であらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せもしくは速度制限を行う。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署及び貝塚警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

(3) 港湾施設

ア 港湾施設に被害が生じたときは、供用の一時停止等の措置を講じる。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署、貝塚警察署又は海上保安署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 利用者の混乱を防止するため、適切な情報提供を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

第2 交通の機能確保

1 障害物の除去

各施設管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各施設管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。なお、必要に応じ、関係機関や民間事業者等

に重機の手配を要請するものとし、適宜、車両等で一時集積場所（仮置場）へ搬送する。

2 各施設管理者における復旧

(1) 道路施設

- ア 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁等復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。
- イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- ウ 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や大阪府、大阪府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。
- エ 通行状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(2) 鉄軌道施設

- ア 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- イ 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
- ウ 運行状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(3) 港湾施設

- ア 係留施設、臨港交通施設、外郭施設などの応急復旧を行う。
- イ 使用状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関を通じ広報する。

第8章 二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策

市及び関係機関は、地震活動又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾施設、ため池等農業用施設、橋梁など道路施設など）

市は、大阪府等関係機関と連携し、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

また、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を行い、必要に応じ、応急措置を行う。

なお、土砂災害危険箇所について、市は、災害の範囲が著しく拡大し、市では対処できないと判断した時は、大阪府に対し、斜面判定士の派遣を要請し、大阪府は市の要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会に対し、斜面判定士の派遣を要請する。斜面判定士は要請を請け、二次災害防止のために、土砂災害危険箇所の点検・巡視を行う。

2 避難及び立入制限

市及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 橋りょうなど道路施設

(1) 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、貝塚警察署等関係機関に連絡する。

(2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

第2 公共建築物

市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第2節 民間建築物等応急対策

関係機関は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散などに備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 民間建築物等

1 民間建築物

市は、被害状況を大阪府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、大阪府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

2 宅地

市は、被害状況を大阪府に報告するとともに、大阪府と協力し、対象とする箇所の危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、大阪府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市は、危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

3 空き家等の対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、管理不全状態にある空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

1 施設の点検及び応急措置

危険物施設等の管理者は、流出、火災、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検及び応急措置を行う。

市は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講じる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、流出、火災、爆発などによって大きな被害が発生するおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第3 放射性物質（原子力施設）に係る施設等

1 施設の点検、応急措置

原子力事業者は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検及び応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限

原子力事業者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 文化財

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市を経由して大阪府に報告する。

大阪府は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市を経由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第3節 ライフライン・放送の確保

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行う。

第1 被害状況の報告

- 1 ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、大阪府に報告する。なお、本市域に被害が生じる場合については、市にも報告する。
- 2 各水道事業（用水供給）体、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、大阪府に報告する。なお、本市域に被害が生じる場合については、市にも報告する。

関西電力送配電株式会社は、大阪府内において停電が発生した場合には、直ちに停電状況を調査し、大阪府に報告する。なお、本市域内において停電が発生した場合には、市にも報告する。

第2 ライフライン事業者における対応

1 水道（市、大阪広域水道企業団）

(1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、貝塚警察署及び付近住民に通報する。市は、非常時給水要領や給水停止確認等の初動活動を実施するため、水道運用拠点と直結する相互情報通信システム「アクアネット大阪」を活用する。

(2) 応急給水及び復旧

ア 市は、市域に震度5弱以上の地震が発生した場合には、大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部と連携・協力し、応急給水・復旧活動等を行う。

イ 市は、必要に応じて各配水池等において拠点を定めるとともに、企業団水道送水管路に設置された「あんしん給水栓」をも活用し、給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

ウ 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。

エ 被害状況等によっては、他の水道又は大阪広域水道企業団等に対し応援を要請する。

(3) 広報

ア 生活水の節水に努めるよう広報する。

イ 被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。

2 下水道（市、大阪府）

(1) 応急措置

- ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う。
- イ 下水管渠の被害には、汚水及び雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じる。
- ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。
- エ 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、大阪府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急措置及び復旧

- ア 被害状況及び復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- イ 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。

3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、市、消防機関、貝塚警察署及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給及び復旧

- ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外退避時はブレーカーを必ず切ること等、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

(1) 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講じるとともに、必要に応じて、大阪府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給及び復旧

- ア 被害状況及び復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- エ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講じる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急復旧

- ア 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ウ 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第3 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）

- 1 放送体制の確保に努める。
- 2 非常放送を実施する。

- 3 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- 4 施設の応急復旧を進める。
- 5 日本放送協会は、指定避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第4節 農林業関係応急対策

市、大阪府及び関係団体は、農林業に関する応急対策を講じるものとする。

第1 農業用施設

市は、農道、ため池、用排水路等の農業用施設の被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所の点検を速やかに行い、農業関係者と協議し、必要に応じ応急処置を講じるとともに、災害の復旧が早急に図れるよう努める。

第2 農作物

市は、農業協同組合及び大阪府と連携し、農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。また、関係機関と協力して、災害応急種子の確保や被災農作物の害虫防除指導等を行う。

第3 畜産

市は、畜産関係団体及び大阪府の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行うとともに、伝染病の発生等については、速やかに大阪府に連絡し、必要な伝染病防疫対策を実施する。

第4 林産物

市は、大阪府森林組合及び大阪府の協力を得て、倒木による二次災害防止と林道機能確保及び林産物の被害を軽減するため、倒木の除去、病虫害の防除、林業用種苗の供給に努める。

第9章 被災者の生活支援

第1節 支援体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

第2節 住民等からの問い合わせ

市及び大阪府は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市及び大阪府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、大阪府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

本市の区域に、災害救助法（昭和22年法律第118号 以下本節において「法」という。）が適用された場合の応急救助の実施については、次によるものとする。

第1 法適用の要請及び適用基準

市長は、本市における被害状況が法適用基準に該当し、又は該当すると予想され、かつ、法による応急救助が必要と認められるときは、知事に法適用の要請を行う。

なお、本市域における法適用基準は、次に掲げるとおりである。

- (1) 本市域内において80世帯以上の住家が滅失したとき。
- (2) 大阪府域内において2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市域において40世帯以上の住家が滅失したとき。
- (3) 大阪府域内において12,000世帯以上の住家が滅失し、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命もしくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

※ 住家滅失世帯数の算定基準

ア 全壊（焼）、流失世帯は1世帯

イ 半壊（焼）、著しく損傷した世帯は、2世帯で1世帯

ウ 床上浸水、土砂の堆積等で一時的に居住が困難な世帯は、3世帯で1世帯

第2 法の適用手続

1 通常の場合

本市域内における災害が、前記第1中の法適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想される場合は、市長は、直ちにその旨を知事に報告する。

知事は、必要と認めたときは、法に基づき応急救助活動を実施する。

〔報告先〕 大阪府危機管理室災害対策G

N T T回線	06-6944-6478(直通)	
	06-6941-0351(代表)内線4886	
大阪府防災行政無線	19-200-4886	庁内内線電話により通信の場合
	220-8921	防災専用電話により通信の場合

2 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまのない場合

市長は、法に定める救助を行い、その状況を知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受ける。

第3 救助の内容

法に基づく救助の種類は、次のとおりである。ただし、(1)のうち応急仮設住宅の供与、(6)及び(7)については大阪府が実施し、その他については、市が大阪府の委任を受けて実施する。なお、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は、指定避難所の供与とする。(要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む)

- (1) 受入れ施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第4 救助の程度・方法及び期間等

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準については、「救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（資料編 P. 62）のとおりであるが、救助の期間についてはやむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

《資料編 3－5 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準》

第4節 緊急物資の供給

市及び大阪府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資器材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、指定避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市及び大阪府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は大阪府に要請することができるとともに、大阪府は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

第1 給水活動

市は、大阪広域水道企業団と相互に協力して、速やかな給水に努めるとともに、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講じる。

- (1) 浄水場、配水場等の給水拠点での給水の実施
- (2) 給水車等による給水の実施
- (3) 仮設給水栓・共用栓の設置及び応急仮配管の布設による給水の実施
- (4) 給水用資機材の調達
- (5) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (6) 飲料水の水質検査
- (7) ボトル水の配布

第2 食料・生活必需品の供給

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

なお、市は、発災時において必要な物資を確保・供給するため次の措置を講じる。不足する場合は、大阪府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合においては、大阪府に報告する。

- (1) 指定避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 物資保有事業者等からの調達

1 食料の供給要領

被災者に対する食料供給については、被災者に不安を抱かせないように迅速に実施するものとする。

- (1) 炊出しは、各指定避難所の給食施設等において実施する。
- (2) 避難行動要支援者への配慮

高齢者及び乳幼児に対する炊出しその他による食料の供給は、温かいもの、軟らかいもの、調整粉乳など配慮したものを供与するものとする。

- (3) 食料の供給にあたっては、品目、数量等被災者間に不公平が生じないように適切に実施するものとし、衛生面に十分に注意して行う。
- (4) 住民等の協力

炊出し及び食料の配給にあたっては、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し、実施する。

2 生活必需物品の供給要領

生活必需物品の給与又は貸与については、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し、実施する。なお、配分に関しては、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえ、配給品目、数量等、被災者間に不公平が生じないように適切に実施するものとする。

第5節 応急教育等

市及び大阪府は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとるものとする。

第1 教育施設の応急整備

市及び大阪府は、被害を受けた学校園の授業実施のため、施設・設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

第2 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 学校

教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、市又は大阪府と協議し、応急教育実施のための措置を講じる。

ア 校舎が指定避難所として利用されている場合の市との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市

指定避難所等に指定している学校について、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

また、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

2 学校給食の応急措置

学校、市及び大阪府は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講じる。

第3 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

市及び大阪府は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、援助する。

市は、市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講じる。

2 学用品の支給

市は、災害救助法に基づき、災害により住家に被害を受け、学用品を失い又はき損し就学上支障のある小学校児童・中学校生徒・高校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部生徒を含む。）に対して、被災の状況に応じて教科書及び教材、文房具及び通学用品を支給する。

3 幼児・児童・生徒の健康管理

市、大阪府及び学校は、被災幼児・児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、カウンセリング、電話相談等を実施する。

第6節 住宅の応急確保

市及び大阪府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

第1 住居障害物の除去

市は、大阪府の委任により、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力で除去できない者に対して障害物の除去を行う。

第2 被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設

市は、災害救助法第2条に規定する区域において、大阪府の委任があった場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場、便所等必要最小限度の部分について、応急修理を行い、住宅が全壊、全焼又は流出し、住宅を確保することができない者に対し、大阪府との調整のもとに、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ）を供与する。なお、入居者に建設型応急住宅を供与する期間は、原則として、完成の日から2年以内とする。

第3 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

第4 応急仮設住宅の運営管理

市及び大阪府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と大阪府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

第5 公共住宅への一時入居

市及び大阪府は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・UR都市機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

第6 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 大阪府は、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- 2 市及び大阪府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家情報の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第7節 自発的支援の受入れ

関係機関は連携を密にし、大阪府内外から寄せられる支援申入れに対して、適切に対処するよう努めるものとする。

第1 ボランティアの受入れ

- 1 市、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、貝塚市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。市及び大阪府は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

(1) 受入れ窓口の開設

市は、貝塚市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

(2) 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動に必要な場所及びボランティア関係団体への情報の提供に努める。

(3) 情報交換

市は、被害の情報、応急措置等の情報を提供し、ボランティア活動が円滑に行われるよう連携を図るとともに、ボランティアが得た情報を積極的に活用する。

(4) ボランティア保険への加入

ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボランティア保険に加入を促進する。

2 大阪府社会福祉協議会

(1) ボランティアセンターの運営

災害時におけるボランティアの受入れの総合調整機能を果たすため、ボランティアセンターを設置し、各方面から寄せられるボランティアニーズの把握及び派遣にかかる連絡・調整を行う。

(2) 関係団体・大阪府との連携

ボランティア関係団体への情報の提供に努めるとともに、必要に応じ、大阪府に対して支援を要請する。また、「大阪災害支援連携会議」等を活用しながら、発災時における対応等を情報交換し、被災者ニーズ等の対応を市の社会福祉協議会等へフィードバックする。

第2 義援金品の受付・配分

市、大阪府などに寄託された被災者あての義援金品の受付及び配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

ア 市及び大阪府に寄託される義援金は、それぞれ、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。

イ 日本赤十字社大阪府支部に寄託される義援金は、事務局において受け付ける。

(2) 配分

ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。その際、配分方法を工夫するなど、出来る限り迅速な配分を行うものとする。

イ 市は、大阪府、日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

市はあらかじめ定めた計画に従い、義援物資の受付、保管、配分及び輸送を行う。

3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民、企業等は、被災地のニーズに応じた物資を提供するよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け及び配送ができるよう十分に配慮した方法で行う。

大阪府は、住民、企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるよう、市と連携して物資のニーズ等を把握し、的確な広報を実施するよう努める。

市及び大阪府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第3 海外からの支援の受入れ

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。

1 国・大阪府との連絡調整

市は、海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国及び大阪府と十分な連絡調整を図りながら対応する。

海外からの支援が予想される場合には、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に対して迅速に対応する。

2 支援の受入れ

(1) 市及び大阪府は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ 被災者のニーズと受入れ体制

(2) 市及び大阪府は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

ア 案内者、通訳等の確保

イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第4 小包郵便料金の免除

日本郵便株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第10章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

市は、大阪府の指導のもと、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じるものとする。

第1 防疫活動

市は、大阪府の指導のもと、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号 以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 大阪府の指導及び指示により、次の防疫活動を実施する。

- ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）
- イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- ウ 指定避難所の防疫指導
- エ 臨時予防接種（予防接種法第6条）
- オ 衛生教育及び広報活動

(2) 防疫に必要な薬品を調達及び確保する。

(3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、大阪府に協力を要請する。

(4) その他、感染症法により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。

第2 環境衛生活動

市は、良好な生活環境を確保するため、次の指導等を行う。

- (1) 応急仮設トイレの適正指導
- (2) 浄化槽が破壊した場合の消毒等による汚染対策の実施
- (3) 水質検査等の実施による飲料水の安全確保
- (4) 指定避難所の環境衛生指導の実施

第3 被災者の健康維持活動

市及び大阪府は、相互に連携し、被災者の健康状態及び栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状

態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 大阪府（保健所）は、保健、医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、市に助言する。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生及び通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第4 保健衛生活動における連携体制

市及び大阪府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第5 動物保護等の実施

市、大阪府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・収容

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は大阪府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。

2 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、市、貝塚警察署及び関係者は連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物の処理

市及び大阪府は、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、「貝塚市災害廃棄物処理計画」（令和3年3月策定）に基づき、適正な処理を実施するものとする。

第1 し尿処理

1 初期対応

- (1) 市は、上下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) 市は、し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 市は、避難者の生活に支障が生じることのないように、要配慮者に配慮しつつ、汲取車両が進入できる箇所へ速やかに仮設トイレを設置する。
- (4) 道路の被害状況等を把握するとともに、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。

2 処理活動

- (1) 市は、収集業者の協力を得て、速やかにし尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 市は、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- (3) 必要に応じて、大阪府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

第2 ごみ処理

1 初期対応

- (1) 市は、指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) 市は、ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 処理活動

- (1) 市は、被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- (2) 必要に応じて、仮置場及び一時保管場所を設置する。
- (3) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- (4) 市は、殺虫剤、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (5) 必要に応じて、大阪府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

1 初期対応

- (1) 市は、災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- (2) 市は、災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 処理活動

- (1) 市は、災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 市は、災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (3) 市は、アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (5) 必要に応じて、大阪府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第4 倒壊家屋等の解体撤去

市は、倒壊家屋等の災害廃棄物処理は、原則として建物の所有者が行うこととするが、国による特別措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく公費負担）の適用について、速やかに大阪府及び国と協議し、適用された場合には、市が業者等にその解体処理を依頼する。

第3節 遺体対策

市、大阪府警察及び岸和田海上保安署は、遺体対策について、必要な措置をとるものとする。

- 1 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、貝塚警察署による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。
- 2 身元不明の遺体については、貝塚警察署その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- 3 遺族が遺体対策を行うことが困難又は不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。
 - (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
 - (2) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
 - (3) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
 - (4) 火葬場の耐震化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。
- 4 遺体安置所の設定
 - (1) 多数の遺体が発生した場合に備えて、避難者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
 - (2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内又は近接した場所において、貝塚警察署及び医師による検視（死体調査）・検案を行うので貝塚警察署その他の関係機関と連携を図る。
 - (3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
 - (4) 貝塚警察署から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
 - (5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
 - (6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
 - (7) 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。
 - (8) 自ら遺体対策の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、大阪府に対して必要な措置を要請する。

第4節 社会秩序の維持

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、災害に伴う流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じるものとする。

第1 住民への呼びかけ

市及び大阪府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 消費者の保護

市及び大阪府は、災害発生後、可能な限り早期に消費者相談を再開し、関係機関とともに悪質な業者による被害から消費者を守り、心理的パニックの防止に努める。

1 消費者を守る取組み

市及び大阪府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

また、把握した生活必需品等の情報は指定避難所や公共施設等に貼り出すなど周知に努める。

2 生活必需品等の確保

市及び大阪府は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

3 金融機関における預貯金払戻等

(1) 近畿財務局及び日本銀行は、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、次のような指導及び要請を行う。

ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、罹災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

イ 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。

ウ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

(2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証又は印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講じるよう要請を行う。

第 3 警戒活動

貝塚警察署は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

事故等災害応急対策

第 1 節 市街地災害、高層建築物応急対策

高層建築物の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの警防計画等に基づき、次の各種対策を実施するものとする。

第 1 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

【通報基準】

大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、貝塚市火災予防条例（昭和 37 年貝塚市条例第 24 号）第 29 条で定める火の使用の制限に従う。

4 住民への周知

市は、防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第 2 市街地火災

市は、市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防御活動が実施できない場合には、応援協定等に基づき他市町村もしくは大阪府、貝塚警察署などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら、消火・救助・救急活動を実施する。

なお、海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、岸和田海上保安署に応援を要請する。

第3 高層建築物

市は、ガス漏れ事故、火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

(1) 消防活動体制の確立

(2) ガス漏れ事故発生箇所及び拡散範囲の推定

(3) 避難誘導

避難経路、避難先等を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、貝塚警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(4) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

(5) ガスの供給遮断（消防法施行令第21条の2第1項に定めるガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない対象物）

ア ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社等が行う。

イ 大阪ガスネットワーク株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があるなど、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、消防隊は、直ちにその旨を大阪ガスネットワーク株式会社等に連絡する。

2 火災等

消防機関は、災害の状況に応じ、次の消火・救助・救急措置を実施する。

(1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担

(2) 活動時における情報収集、連絡

(3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策

(4) 高層建築物等の消防用設備の活用

(5) 浸水、水損防止対策

第4 関係機関の体制

1 広域応援体制

(1) 市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防御活動が実施できない場合には、隣接市町、大阪府、貝塚警察署などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、岸和田海上保安署を通じて第五管区海上保安本部に応援を要請する。

(2) 大阪府は、市から要請があったとき又は緊急の必要があるとき、隣接市町に対し、消防相互

応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

2 貝塚警察署

貝塚警察署は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

(1) 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立するとともに、警備本部を設置する。

(2) 救出・救助

被災者の有無の確認及び速やかな救出・救助活動と消防機関、救護機関等との連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。

(3) 避難誘導

避難経路、方向及び避難先の明示と危険箇所への要員の配置や、各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

(4) 警戒区域の設定

二次災害防止を図るため必要な警戒区域の設定を行う。

(5) 交通規制

救出・救助活動及び復旧作業の迅速円滑化を図るために必要な交通規制を実施する。

(6) その他

貝塚警察署は、関係機関との密接な連携のもと、市が行う消火・救助・救急活動を支援する。
また、市及びその他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（死体調査）等所要の措置をとる。

3 大阪ガスネットワーク株式会社

緊急の場合には、災害現場及びその周辺のガスの供給を停止する。また、ガスの供給再開にあたっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行うなど、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講じる。

第2節 林野火災等応急対策

市をはじめとする防災関係機関は、林野火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な林野火災が発生した場合には、必要な組織動員体制をとり、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとし、人家被害・森林資源の焼失等の軽減を図る。

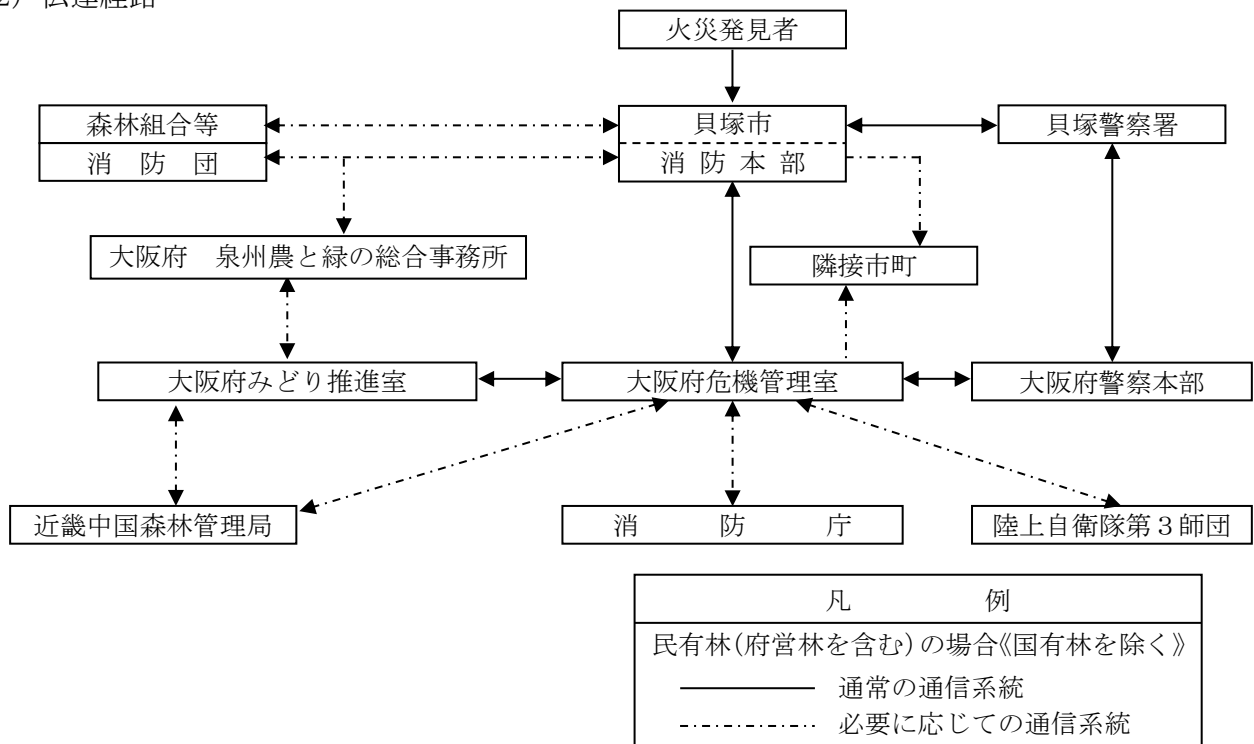
1 火災通報等

(1) 通報基準

市は、火災の規模等が大阪府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、大阪府に速報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

- ア 焼損面積が5ha以上と推定される場合
- イ 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
- ウ 空中消火を要請する場合
- エ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

(2) 伝達経路



2 組織体制

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防御を行う。

- (1) 現地指揮本部の設置
- (2) 市現地対策本部の設置
- (3) 災害対策本部の設置

3 活動内容

市及び消防機関は、災害状況に応じ次の消火等の応急措置を実施する。

- (1) 林野における火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、貝塚警察署等関係機関と連携協力して、火災防御活動を行う。
- (2) 隣接市町等に応援要請を行った場合、発災地に現地対策本部を設置する。
- (3) 火災の規模等が通報基準に達したとき、大阪府に速報を行う。
- (4) 火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣接市町等への応援出動準備の要請を行う。
- (5) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成を行う。
- (6) 警戒区域及び交通規制区域を指定する。
- (7) 空中消火の要請又は知事への依頼を行う。
- (8) 消防庁又は知事に対する広域航空消防の応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請についての検討を行う。
- (9) 応援部隊の受入れ準備をする。

第3節 危険物等災害応急対策

防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図るものとする。

第1 危険物災害応急対策

- 1 市は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
- 2 市は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、当該危険物施設の実態に応じて次に掲げる措置を講じるよう指導する。
 - (1) 災害の拡大を防止するための施設、設備及び緊急措置要領の確立
 - (2) 危険物による災害発生時の自衛消防組織とその活動要領の確立
 - (3) 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立
- 3 市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第2 高圧ガス等災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第3 火薬類災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第4 毒物劇物災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第4節 原子力災害応急対策

関係機関は、原子力災害の特殊性に鑑み、迅速かつ組織的に住民の安全確保対策を講じるものとする。

第1 原子力施設等に係る災害応急対策

原子力施設等に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、原子力防災関係機関は、国から派遣される専門家と協力して次の措置を講じる。

1 情報通信

原子力事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、原子力規制委員会、原子力防災専門官や大阪府をはじめ所在市町、消防機関、第五管区海上保安本部等に同時に文書をファクシミリで通報し、主要な機関等に対してはその着信を確認する。また、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に定める事象に該当しない放射線事故等についても上記に準じ関係機関に連絡する。

2 災害対策本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- イ 大阪府又は国から本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき
- ウ その他必要により市長が当該配備を指令するとき

(2) 廃止基準

- ア 災害発生のおそれが解消したとき
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき
- ウ その他本部長が適当と認めたとき

3 災害広報

市は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を招かないようにするため、住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

住民等への情報提供にあたっては国、大阪府及び原子力事業者と連携し、情報の発信元を明確にする。また、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示など、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

さらに、国や防災関係機関と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

(1) 広報の内容

- ア 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の広報
 - (イ) 事象の概要

- (イ) 事象発生事業所における対策の状況
- (ウ) 事象発生事業所周辺への放射性物質及び放射線による影響
- (エ) その他必要な事項

なお、この場合においては、国の広報内容と同じものを提供する。

イ 特定事象発生時の広報

- (ア) 事故の概要
- (イ) 事故発生事業所における対策の状況
- (ウ) 住民のとるべき措置及び注意事項
- (エ) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (オ) その他必要と認める事項

ウ その後の広報

- (ア) 事故状況及び環境への影響とその予測
- (イ) 大阪府、市及び防災関係機関の対策状況
- (ウ) 住民のとるべき措置及び注意事項
- (エ) 医療機関などの生活関連情報
- (オ) 交通規制情報
- (カ) その他必要と認める事項

(2) 広報の方法

- ア 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の方法
報道機関等への情報提供を行う。

イ 特定事象発生時以降の方法

- (ア) 指定避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
- (イ) 視覚障害者、聴覚障害者等避難行動要支援者に対する点字やファクシミリ等の活用

(3) 報道機関との連携

市は、国及び大阪府とともに報道機関と連携して広報活動を実施するものとする。

(4) 広聴

市は、住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた総合相談窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

4 緊急時モニタリング体制の確立

大阪府は、原子力対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング体制を整備する。

5 住民の避難等及び立入制限

(1) 退避及び避難に関する基準

市は、原則として放射性物質による汚染状況調査等により、予測線量当量が次表に掲げる線量当量区分に該当すると認められる場合は、国や国から派遣される専門家と協議し、被害予想地区の住民に対し、屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の区分に応じた措置をとる。

退避及び避難に関する指標

予想線量（単位：mSv）		防 護 対 策 の 内 容
外部被ばくによる 実効線量	・放射性ヨウ素による 甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面 又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

注1 予測線量当量は、災害対策本部において算定し、これに基づく周辺住民の防護対策措置についての指示が行われる。

2 予測線量当量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量が被ばくによる実効線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

(2) 退避の方法

市は、あらかじめ定める避難等措置計画に基づき地区住民を退避又は避難させるものとする。

(3) 立入制限、交通規制及び警備措置

市及び大阪府は、被害予想地区における立入制限措置、交通規制措置及び警備措置をとるよう関係機関に要請する。

6 緊急時医療措置

市及び大阪府は、「第5章 消火、救助、救急、医療救護 第2節 医療救護活動」を準用し、医療救護活動を行う。その際、国が派遣する原子力災害医療派遣チームの助言を受け、救護所において放射線による被曝を受けた者又はそのおそれがある者の検査及び救護にあたるものとする。

7 飲食物の摂取制限等

(1) 飲食物の摂取制限等

市は、緊急時モニタリング結果に基づき、飲料水、飲食物等について、放射性物質の濃度が下表の「飲食物摂取制限に関する指標」の基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、大阪府の指示を踏まえ、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

飲食物摂取制限に関する指標

	初期設定値		防護措置の概要
核種	飲料水、 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物 放射性核種濃度の測定と 分析を行い、基準を超え るものにつき摂取制限を 実施。
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
プルトニウム及び 超ウラン元素の アルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

(2) 飲料水及び飲食物の供給

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、大阪府及び防災関係機関と協力して関係住民への給水車等による応急給水、備蓄食料及び市内等の業者からの調達による応急食料の供給を行う。

8 災害地域住民に係る記録等の作成

(1) 災害地域住民の記録

市は、避難等の措置をとった住民が災害発生時その地域に所在した旨の証明及び指定避難所等においてとった措置等を記録するとともに、その結果を大阪府に報告する。

(2) 損害調査の実施

市は、住民が受けた損害の調査を実施し、その結果を大阪府に報告する。

(3) 災害対策措置状況の記録

市及び大阪府は、被災地の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録しておくものとする。

第2 放射性同位元素に係る災害応急対策

放射性同位元素に係る災害が発生した場合、防災関係機関及び原子力事業者は、相互に協力して次の措置を講じる。

- (1) 関係機関への情報連絡及び広報
- (2) 放射線量の測定
- (3) 産廃埋立地におけるチタン廃棄物の監視
- (4) 放射線による被曝を受けた者等の救出及び救護
- (5) 住民等の避難
- (6) 危険区域の設定及び立入制限

- (7) 交通規制
- (8) その他災害の状況に応じた必要な措置

第3 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。大阪府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

市は、大阪府のマッチング割当により、滋賀県から広域避難の受入れ要請があったときは、市内の被災状況を考慮しながら、大阪府の地域防災計画に基づき、長浜市下丹生、上丹生、摺墨、菅並地域住民を受入れる。なお、放射性物質の放出後においては、原則避難元自治体を実施する避難退域時検査及び簡易除染を完了した住民を受入れる。

第5節 海上災害応急対策

防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー等の事故により大量の油、高圧ガス及び毒物劇物等の流出や火災が発生し、又は発生のおそれがある場合にその拡大を防止し、被害の軽減を図るため各種対策を実施するものとする。

第1 事故発生時における応急措置

岸和田海上保安署及びその他の関係機関は、関係事業者等に対し、油の流出防止・化学処理、損傷箇所の応急修理、二次災害の防止等の指導・勧告を行うとともに、速やかに、災害対策に関する関係機関の連絡調整及び応急措置を行う。

1 乗組員等の救出

岸和田海上保安署は、市をはじめ防災関係機関と協力し、負傷者等の救助を行う。

2 災害広報

(1) 船舶への周知

岸和田海上保安署及び港湾管理者等は、流出油による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、インターネット（沿岸域情報提供システム MICS）、ラジオ等により付近を航行する船舶に対し周知に努める。

(2) 沿岸住民への周知

市及び防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、住民の安全確保を図るため、災害の状況及び安全措置等について、広報車等により沿岸住民に対して周知する。

3 流出油等の防除措置

(1) 市及び大阪府

ア 必要となる油防除資機材を防災関係機関と協力して調達する。

イ 流出油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集を行う。また、情報収集にあたっては、岸和田海上保安署及び第五管区海上保安本部と浮流・漂着の監視等について連携を図り、必要に応じて役割分担を行う。

ウ 第五管区海上保安本部からの、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく要請を受けた場合で知事もしくは市長が必要と認めたとき、又は知事もしくは市長が必要と認めたときは、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、第五管区海上保安本部、海上災害防止センター等と連携を密にして、必要な対応を行う。

エ 港湾法、漁港法、海岸法等に基づく管理区域である、港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域等に流出油等が漂着するおそれがあると認める場合は、速やかに防除措置の体制を整え、防災関係機関等と協力して有効な防除措置を実施する。また、管理区域内に流出油等が流入

した場合には、迅速かつ効率的な回収及び処理を実施する。

オ エの場合において、防除措置義務者が必要な措置を講じていない場合には、防除措置義務者に対し措置を講じるよう要請する。

カ 市は、必要に応じて、周辺住民に対して避難誘導を行う。

4 消火対策等

市及び岸和田海上保安署は、速やかに沿岸部の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

5 資機材の整備・調達

市及び関係機関並びに関係事業者は、オイルフェンス、化学消火剤等の防災資機材の整備に努め、発災時には、協力してこれを調達する。

第2 事故対策連絡調整本部

防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、大阪海上保安監部長、関西空港海上保安航空基地長又は市長（ふ頭又は岸壁に係留されたタンカーの事故の場合）は、事故対策連絡調整本部を設置する。

1 構成及び設置場所

(1) 構成

大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪府、大阪府警察、市（消防機関を含む）、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

(2) 設置場所

大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地又は事故現場に近い適当な場所もしくは船艇とする。

2 事故対策連絡調整本部への報告等

(1) 関係機関は、次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告するとともに、関係職員を必要期間常駐させ必要な調整を図る。

ア 被害状況及び災害応急対策実施状況に関すること。

イ その他各機関等が事故対策連絡調整本部へ報告することが適当と認める事項に関すること。

(2) 事故対策連絡調整本部は、前項の報告及び調整の要請を受けたときは、各機関と協議のうえ必要な措置をとる。

第6節 その他災害応急対策

この計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるよう定めているが、その他にも航空機の墜落、旅客列車の衝突転覆等の事故や不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、市をはじめ防災関係機関は、災害の態様に応じ、「地震災害応急対策」及び「風水害等応急対策」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講じるものとする。

災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進するものとする。

市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第1 被害の調査

市は、防災関係機関と協力し、災害による直接被害額及び復旧事業に要する額等、その他必要な事項等を調査し、速やかに大阪府に報告する。

第2 公共施設等の復旧

1 復旧事業計画の作成

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は大阪府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

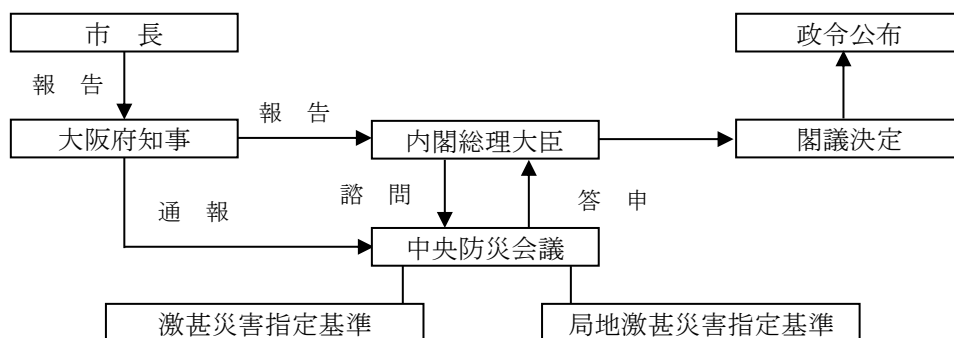
2 復旧完了予定時期の明示

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第3 激甚災害の指定

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な手続きを進める。

【激甚災害指定の手続きの流れ】



第4 激甚災害指定による財政援助

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係書類を作成して知事に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

第2節 被災者の生活再建等の支援

市及び大阪府は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金及び見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行うものとする。

市及び大阪府は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、条例の定めるところにより災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

- ア 市において5世帯以上の住家が滅失した災害
- イ 大阪府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
- ウ 大阪府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

- ア 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合
- イ 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

(4) 災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

2 貝塚市災害見舞金（品）の支給

市は、貝塚市災害見舞金（品）支給要綱に基づき、被災世帯に見舞金（品）を支給する。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

市、大阪府及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により大阪府域に災害救助法が適用された場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して、生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

大阪府社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、大阪府内居住の低所得世帯に対

して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以内）を対象とする。

第3 租税等の減免及び徴収猶予等

- 1 国は、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 2 大阪府は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
 - (1) 申告、納入又は納付期限の延長
 - (2) 府税の還付又は減免
 - (3) 徴収猶予
 - (4) 滞納処分の執行停止又は換価猶予
- 3 市は、地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 4 国は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第88号）に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講じる。

第4 住宅の確保

市及び大阪府は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1 相談窓口の設置

大阪府は、住宅に関する相談窓口を設置し、大阪府民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

- (1) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
- (2) 住宅修繕など建設業者に関する相談・情報の提供
- (3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- (4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

2 住宅復興計画の策定

市及び大阪府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

3 公共住宅の供給促進

市及び大阪府は、民間、大阪府住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

- (1) 公営住宅、大阪府住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構の空き家活用
既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。
- (2) 災害公営住宅の供給
災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。
- (3) 特定優良賃貸住宅の供給
自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあつ旋を行う。

4 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成 25 年法律第 61 号）の適用

国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第 2 条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

第 5 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

市は、被害状況を取りまとめ大阪府へ報告を行うとともに、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 1 の市町村域で、災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した場合

イ 1 の市町村域で、10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合

ウ 大阪府域で、100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合

エ 大阪府域でア又はイの被害が発生し、かつ、1 の市町村域（人口 10 万人未満に限る）で 5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合

オ ア～ウの発生区域に隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る）で、5 世帯以上の住宅全

壊被害が発生した場合

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合で、1の市町村域（人口10万人未満に限る）で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給金額

複数世帯（世帯の構成員が複数）の場合

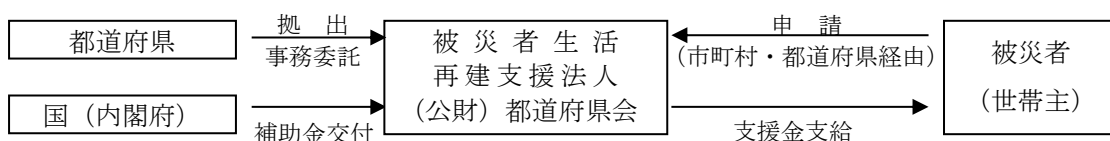
（単位：万円）

世帯区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全 壊 半壊解体 居住不能	建設・購入	100	200	300
	補 修		100	200
	賃 借		50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補 修		100	150
	賃 借		50	100
中規模半壊	建設・購入	0	100	100
	補 修		50	50
	賃 借		25	25

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3／4の額となる。

(5) 支援金支給の流れ

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。



第6 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害程度の調査にあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第3節 中小企業の復興支援

大阪府は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

なお、市及び大阪府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第1 大阪府の措置

- 1 中小企業の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- 2 中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。
- 3 国の信用補完制度の動向を踏まえ、中小企業の災害復旧を支援するための災害融資制度を実施する。
- 4 手続きの迅速化、既借入金の償還条件の緩和などの特別措置を信用保証協会等に要請し、協力を求める。
- 5 市を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 政府系金融機関の融資

(1) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者又は中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2 大阪府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧又は経営安定のための資金を貸し付ける。

第4節 農林業関係者の復興支援

大阪府は、被災した農林業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

第1 大阪府の措置

- 1 農林業関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- 2 株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。
- 3 被災した農林業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- 4 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号以下「天災融資法」という。）の地域指定を受けるために必要な措置を講じ、融資枠の確保を国に要請するとともに、地域指定を受けて資金融通措置を講じた市には、利子補給金、損失補償金を交付する。
- 5 市、農林業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

融資機関は、被災した農林業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 天災融資資金（天災融資法）

- (1) 融資機関は、農林業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額及び償還期間について優遇する。

2 農林業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林業経営の再建に必要な資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林業者に対して経営資金を融資する。大阪府は、利子補給及び損失補償の措置を講じる。

第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

1 水道・工業用水道（市、大阪広域水道企業団）

(1) 復旧計画

ア 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況などの広報に努める。

2 下水道

(1) 復旧計画

ア 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況などの広報に努める。

3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。

ウ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況などの広報に努める。

4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況などの広報に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

(2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況などの広報に努める。

6 共同溝・電線共同溝（近畿地方整備局、大阪府、市）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホ

ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況などの広報に努める。

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

(1) 復旧計画

ア 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。

イ 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。

ウ 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシ又は新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

(2) 広報

災害時には、大阪府や関係機関等への情報提供に努める。

8 鉄道（鉄道事業者）

(1) 復旧計画

ア 鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。

イ 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

ウ 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

(2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況などの広報に努める。

9 道路（近畿地方整備局、大阪府、市）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

エ 市は、市が管理する指定区間外の国道、府道又は府が管理する道路と交通上密接である市道について、市の工事の実施体制等の実情を勘案して、府に対して災害復旧等に関する工事施工を要請することが適当であると認められるときは、府の当該工事を行うことができる権限代行制度による、支援要請を行う。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況などの広報に努める。

第2章 災害復興対策

復興の基本方針

被災地の復興については、住民の意向を尊重しつつ被災者の生活再建を支援し、再び被災することのないよう、その防止に配慮した災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、さらに復興の整備水準を、現状回復のみではなく、住民がより快適な暮らしを営むことができるまちづくりを目指すものとする。

第1 基本方針の決定

市及び大阪府は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じたことにより、地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方針を定める。

第2 復興計画の作成

- 被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、市及び大阪府は、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。復興計画は、被災者の生活再建を支援し、再び被害を被らないように配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

- 市及び大阪府は、住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側への複数選択肢の提示、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

第3 復興のための体制整備

市及び大阪府は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行をはかるため、広域調整や国との連携などにより、必要な体制を整備する。

第4 復興のための事前準備

市及び大阪府は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、大阪府震災復興都市づくりガイドライン等に基づき、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、住民との共有など、事前準備に努める。

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1章 総 則

第1 目 的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

本市を含む大阪府域は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられるに伴う混乱防止に努めるとともに、東海地震による直接的被害を最小限に軽減するための措置を講じることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 基本方針

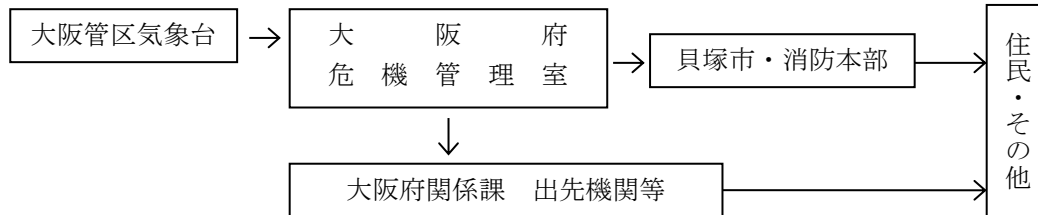
- 1 大阪府域は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として、警戒宣言が発令されたときから地震の発生又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発せられたときから警戒宣言が発令されるまでの間についても必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編及び災害応急対策編で対処する。

第2章 東海地震注意情報発表時の措置

防災関係機関は、東海地震注意情報が発せられたとき又はその情報を得たときは、警戒宣言の発令に備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒態勢の準備

防災関係機関は、職員の待機、非常配備など警戒本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。消防機関においては、非常警備を発令して警戒体制を整える。

第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

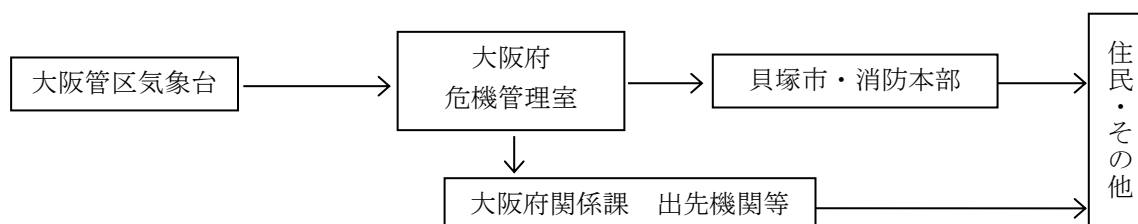
防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講じるべき事前の対策を進めるものとする。

第1 東海地震予知情報等の伝達

市及び大阪府は、警戒宣言が発令されたときは、迅速に住民・事業所に伝達する。

1 東海地震予知情報

(1) 伝達系統

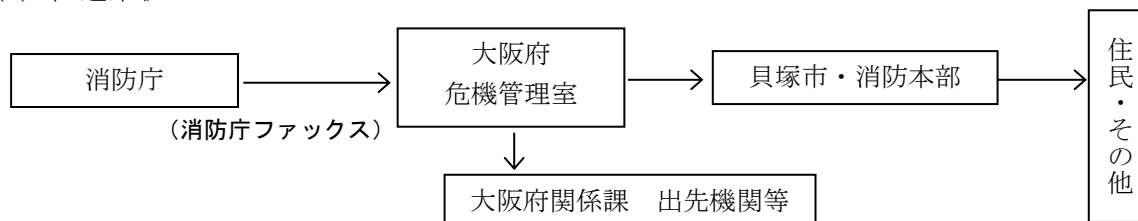


(2) 伝達事項

- ア 東海地震予知情報
- イ その他必要と認める事項

2 警戒宣言

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒解除宣言
- ウ その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

1 組織動員配備体制の確立

- (1) 大阪府は、大阪府災害対策本部を設置する。市は、震度予想や地域の実情に応じて、大阪府に準じた組織体制をとる。
- (2) 市及び大阪府は、必要な動員配備体制をとる。
- (3) 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (4) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2 消防・水防

市及び大阪府は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講じるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 東海地震予知情報の収集・伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防資機材の確保及び点検整備
- (4) 危険物等の管理及び出火防止の徹底指導

3 交通の確保・混乱防止

市、貝塚警察署、岸和田海上保安署及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもとに情報収集に努め、交通の確保及び混乱の防止等の警戒活動を実施する。

4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止措置を講じる。

5 ライフライン

ライフライン事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講じる。

6 危険箇所対策

- (1) 市は、地震時において土砂災害が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- (2) 原則的には警戒宣言の発令に伴い避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市長は、貝塚警察署等関係機関と連携し、事前避難させる。

7 社会秩序の維持

(1) 警備活動

貝塚警察署及び岸和田海上保安署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市、大阪府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう必要な措置を講じる。

8 多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、旅館・ホテル等多数の者を受入れる施設の管理者は、利用者等への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講じる。

第3 住民、事業所に対する広報

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民及び事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応等家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織、町会（自治会）等の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力 など

2 広報の手段

- (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市は、防災行政無線、広報車等を活用し、自主防災組織、町会（自治会）等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

付編 2：南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 章 総 則

第 1 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号。以下、「南海トラフ特措法」という。)第 5 条第 2 項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域(以下、「推進地域」という。)について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

第 2 推進地域

南海トラフ特措法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された府の推進地域は、以下の 42 市町村である。(平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号)

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村

第 3 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市をはじめとする防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「総則 第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に掲げる事務又は業務とする。

第 2 章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第 1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生したと評価された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート

境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 Km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記 1、2 のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第 2 防災対応について

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から 1 週間（当該地震発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- (1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

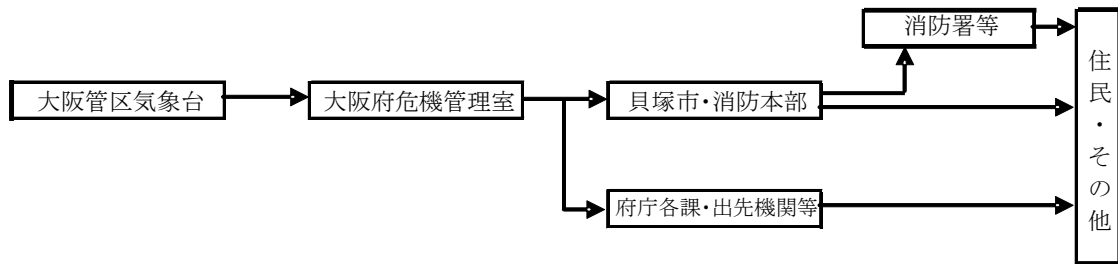
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 Km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から 1 週間、若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

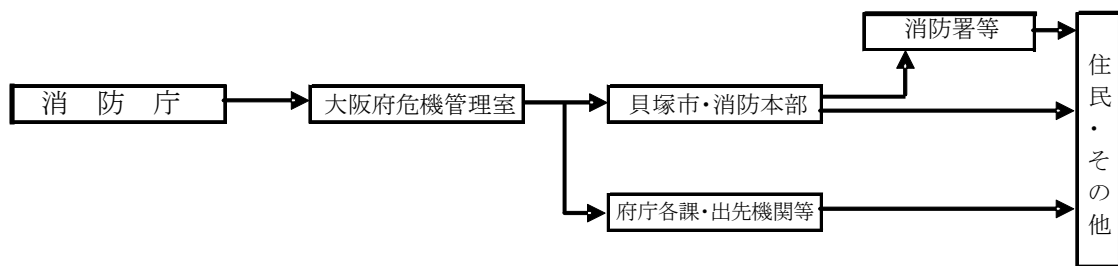
第 3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1 伝達情報及び系統

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）



2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第3章 地震発生時の応急対策等

第1 組織

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「災害応急対策 第1章 地震災害応急対策」によるものとする。

第2 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策については、「災害応急対策 第1章 地震災害応急対策」及び「災害応急対策 第3章 災害情報等の収集・伝達～第10章 社会環境の確保」によるものとする。

第4章 津波からの防護、円滑な避難及び迅速な救助

第1 津波からの防護

津波からの防護については、「災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進」によるものとする。

第２ 円滑な避難

津波からの円滑な避難については、「災害応急対策 第１章 地震災害応急対策」によるものとする。

第３ 迅速な救助

迅速な救助については、「災害応急対策 第５章 消火、救助、救急、医療救護」及び「災害応急対策 第７章 交通対策、緊急輸送活動」によるものとする。

第５章 防災訓練、教育及び広報

防災訓練、教育及び広報については、「災害予防対策 第２章 地域防災力の向上」及び「災害応急対策 第３章 災害情報等の収集・伝達」によるものとする。

第６章 緊急に整備すべき施設等

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等については、大阪府の「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「新・大阪府地震防災アクションプラン」によるものとする。